文化芸術活動への助成に係る新たな審査・評価等の仕組みの 試行的取組に関する報告

平成27年9月
独立行政法人日本芸術文化振興会

目 次

1		は	Ľ ð	のに	. (肖词	まと		的)																		2
П		試	行的	内取	組	のョ	実施	以	前の	審:	查值	体制	刮と	: 日	本	版 :	アー	- ツ	'カ	ゥ	ン	シノ	ν σ.)概	念扌	整理	! 3
	1		振り	会	が	実於	色す	る	助成	事	業.																3
	2		試彳	亍的	取	組の	り実	施	以前	の	審酒	查位	卜制	١													3
	3		日本	卜版	ア	<u>-</u> ب	ソカ	ゥ	ンシ	ルル	のホ	既念	え 整	理													7
			/1.∃	H- 〈ト-	· _	ギ エ		·⊓⊥		- <i>1</i> 7:	7 .		. <i>.</i> .	. 👄	*		=as /a	rr <i>h-</i> /-	- ~	11	4 0	7. /	ъ п.	- 40	.u. ·	_	0
Ш									成に											-			•	• •		_	
							_		体制		-																
	2		文亻	比芸	術·	^ 0	り助	成	に係	る	P [) (A	サ	1	クノ	レO.)確	立								13
		2	- 1		助月	戉事	業	の [†]	計画	(P	Ιa	n)	にす	对 5	ナる	取	組								13
		2	– 2	2.	助月	戓事	業	の	実行	([D d	o)	に	対	j /	る耳	又組	l									15
		2	– 3	3.	助月	龙	業	の	検証	((C k	n e	С	k) [こす	対す	-る	取	組							17
		2	– 4	١.	助月	戉事	業	の i	改善	(/	۷ ۵	t	i	0	n)	(:	こ対	けす	る	取	組						22
	3		審	查(り透	眀	性(の研	寉保	・文	化	芸	術[団化	\$ σ,)活	動	のき	発圧	夏に	_ 資	す	る」	取紛	∄		24
	4		調査		究(のす	主実																				27
IV		課	題(の整	理																						30

I はじめに(背景と目的)

平成23年2月8日に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)」において、「文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を実施し、文化芸術活動の計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルを確立する。」との方針が示された。これに基づき、文化庁からの予算措置を受けて、平成23年から27年度までの5年間、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)において、試行的な取組を実施することになった。

閣議決定に先立ち、振興会では、文化審議会における第3次基本方針の策定に向けた審議の状況を踏まえ、振興会が行う文化芸術活動に対する助成事業をより効果的なものとするため、平成22年12月24日、「独立行政法人日本芸術文化振興会文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査研究会」を設置し、専門的な知識や調査研究に基づく助言、情報提供等を行う「プログラムディレクター(以下「PD」 という。)」や「プログラムオフィサー(以下「PO」という。)」を活用した審査・評価等の 仕組みの在り方について、9回の会合を開催して調査研究を重ねた。

本調査研究会により、平成23年6月10日に「文化芸術活動への助成に係る新たな審査・評価等の仕組みの在り方について(報告書)」(以下「報告書」という。)がとりまとめられ、平成23年度から着手する新たな審査・評価等の仕組みの在り方等について示されるとともに、それを踏まえた将来における審査・評価等の仕組みの在り方について考えられる方向性が示された。

現在、振興会では、第3次基本方針及び上記報告書の内容を踏まえ、文化 庁の補助金により、文化芸術活動への助成に係る新たな審査・評価等の仕組 みの試行(日本版アーツカウンシルの試行的取組)に取り組んでいるところ である。これまで実施してきた取組について、以下のとおり報告する。

Ⅱ 試行的取組の実施以前の審査体制と日本版アーツカウンシルの概念整理

1. 振興会が実施する助成事業

振興会においては、文化庁から交付される補助金による「トップレベルの 舞台芸術創造事業」及び「映画製作への支援」並びに芸術文化振興基金の運 用益による「芸術文化振興基金助成事業」という助成事業を行っている。

日本版アールカウンシルの試行的取組は、上記の助成事業のうち、舞台芸術分野を対象とするもの(「トップレベルの舞台芸術創造事業」及び「芸術文化振興基金助成事業」のうち舞台芸術活動に対するもの)について実施している。

トップレベルの舞台芸術創造事業は、我が国の舞台芸術の水準向上の直接的な牽引力となることが期待される芸術性の高い優れた芸術文化活動等を支援するものである。また、芸術文化振興基金助成事業は、すべての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動等を継続的かつ安定的に支援するものである。

2. 試行的取組の実施以前の審査体制

独立行政法人日本芸術文化振興会業務方法書(平成15年10月1日文部科学大臣認可)では、振興会における助成金の交付に係る業務を適正に行うための基本的な体制として、外部有識者から構成される芸術文化振興基金運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する旨が規定されている(第4条)。また、芸術文化振興基金運営委員会規程(平成15年10月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第31号)では、各分野の実情及び特性に応じた審査を実施するため、運営委員会の下に、4の部会及び13の専門委員会を設置する旨が規定されている。

助成の決定に当たっては、振興会理事長が運営委員会に助成対象活動及び 助成金額について諮問を行い、これを受けて運営委員会において、助成対象 活動の募集や助成金交付の基本方針を決定するとともに、部会及び専門委員 会に対して調査審議を付託する。

これを受け、はじめに各専門委員会において、専門委員会ごとの審査の方

法等を定め、各専門委員が行う書面審査を経て、専門的見地から合議により 採択すべき助成対象活動を選定する。

次に、部会において、専門委員会における審査結果を基に、採択すべき助成対象活動及び助成金額について審議を行い、運営委員会に報告する。

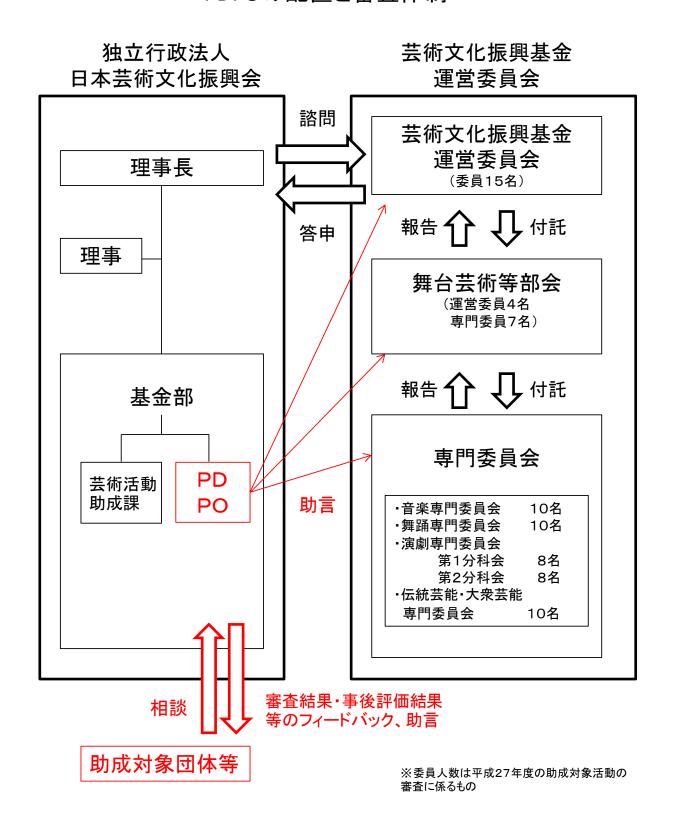
運営委員会においては、採択すべき助成対象活動及び助成金額に係る部会での審議結果を基に、助成対象活動及び助成金額を審議・決定し、振興会理事長に答申する。

報告書では、上記のような現行の審査の在り方について様々な課題が示され、以下のような取組が重要であるとした。

- ・専門的な情報提供等を行うPD及びPOを配置し、的確な情報に基づく審 査、審査結果における採択理由及び助成により期待される効果の公表、不採 択理由の伝達、事後評価の実施並びに事後評価を踏まえた次回以降の審査等 を着実に実施すること
- ・PD及びPOが持っている専門的知識や経験、PDを中心として行われる 調査研究によって得られた調査結果に基づき、振興会が行う文化芸術活動に 対する助成事業の改善を図ること

報告書の提言を踏まえ、振興会では、基金部にPD及びPOを配置し、当該PD及びPOが運営委員会を支援する新たな審査・評価等の取組を試行的に行っているところである。

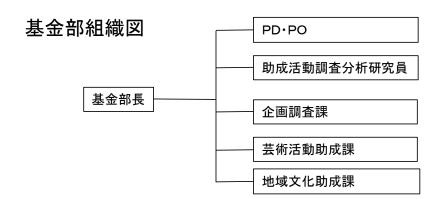
PDPOの配置と審査体制



芸術文化振興基金運営委員会組織図 審査を担当する事業 ◎ トップレベルの舞台芸術創造事業□ 映画製作への支援○ 芸術文化基金助成事業 (補助金)(基金) 音楽専門委員会 0 0 舞踊専門委員会 0 0 第1分科会 0 演劇専門委員会 第2分科会 0 舞台芸術等部会 伝統芸能 · 大衆芸能専門委員会 0 0 美術専門委員会 0 多分野共同等専門委員会 0 劇映画専門委員会 運営委員会 記録映画専門委員会 映像芸術部会 アニメーション映画専門委員会 映画祭等専門委員会 0 地域文化活動専門委員会 0 地域文化•文化 団体活動部会 文化団体活動専門委員会 0

文化財保存活用専門委員会

0



文化財部会

3. 日本版アーツカウンシルの概念整理

アーツカウンシルの機能や組織体制は国によって様々であるが、第3次基本方針により提言された日本版アーツカウンシルの概念については、以下のとおり整理した。

(1)目的

日本版アーツカウンシルの試行の目的は、第3次基本方針に掲げられたとおり、文化芸術活動への支援に係るPDCAサイクルを確立することによって、国としての支援策をより有効に機能させることである。

(2) 日本版アーツカウンシルの意味

第3次基本方針では、「独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する」としている。そして、第4次基本方針では、日本版アーツカウンシルを「専門家による助言、審査、事後評価、調査研究等の機能」と定義している。

諸外国では「アーツカウンシル」は組織名称を指すのが一般的であるが、「日本版アーツカウンシル」の場合は上記「機能」を指しており、当該機能を担うのは独立行政法人である振興会である。なお、試行の段階では前述の独立行政法人日本芸術文化振興会業務方法書の改正は行われなかったため、上記「専門家」は、PDPOのみではなく、運営委員会、部会及び専門委員会に属する委員を含む概念であると整理した。

(3)個別法上の整理

日本版アーツカウンシルの試行的取組においては、詳細はⅢ以降で述べるが、専門家を活用した審査、事後評価、調査研究等を実施している。

振興会の業務は、設置法である「独立行政法人日本芸術文化振興会法(以下「振興会法」という。)に規定されており、日本版アーツカウンシルの取組も、当該業務の範囲内で実施される。振興会の助成事業に係る業務は、振興会法第14条第1項に以下のとおり規定されている。

○振興会法第14条第1項

- 一 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。
 - イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等 の活動

- ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する 活動で地域の文化の振興を目的とするもの
- ハ イ及び口に掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の 養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動

二~五 (略)

六 前各号の業務に附帯する業務

助成対象活動の審査及び事後評価は、上記「資金の支給」すなわち振興会の実施する助成事業について実施されるものとなる。また、調査研究は振興会法上明記されていないため、上記助成事業の附帯業務として位置づけられ、助成事業の実施を行う上で必要な調査研究となる。

これを前提に、具体的にはⅢで述べるような専門家を活用した審査、事後評価、調査研究等を日本版アーツカウンシルの試行的取組として実施している。

(4) 財源

Ⅱ1 (1)で述べたとおり、振興会が実施する助成事業は、文化庁から交付される補助金により振興会が実施するトップレベルの舞台芸術創造事業と芸術文化振興基金の運用益によって行う芸術文化振興基金助成事業の2つがあるが、前者については、文化庁が政策として基本的な枠組みを決定し、その実施機関として振興会が募集、審査、採択、助成金の交付等の執行業務を担っている事業である(後者については自己財源で実施するため、文化政策の大枠及び前述の振興会法の目的の範囲内で独自に枠組みを決定できる事業である)。

Ⅲ、文化芸術活動への助成に係る新たな審査・評価等の仕組みの取組状況

文化芸術活動への助成に係る新たな審査・評価等の仕組みの試行期間は、 平成23年度から平成27年度までの5年間である。

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	審査基準等	審査基準の公表(音 楽、舞踊)	審査基準の公表(演劇、伝統芸能・大衆 芸能)			審査基準の公表(全分野) 試		
取	公演調査等	公演調査の実施	助成対象団体との意 見交換			行の実施		
組内容	事後評価等		事後評価の実施にはけた公演調査・準備	トップレベルの一部(事業について事後評価を実施	トップレベルの全て(事業について事後診価を実施 ※事後評価の結果を翌年度事業に反映	結果につい		
	調査研究				分野の動向等調査	検証		
		音楽、舞踊(2分野)						
対象事	補助金事業		演劇、伝統芸能·大 衆芸能(2分野)			\rightarrow		
事業	基金事業			音楽、舞踊、演劇、 統芸能・大衆芸能(分審査基準の公表及び公 演調香等を実施				

<図:新たな審査・評価等の仕組みの試行的取組スケジュール>

1. PD及びPO等の体制整備

(1) PD及びPOの体制及び対象分野

PD及びPOを配置している分野は、第3次基本方針を機に予算化された「トップレベルの舞台芸術創造事業」の対象分野に連動し、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能の4分野である。報告書の提言に基づき、平成23年度に舞台芸術分野のうち音楽及び舞踊の2分野について、平成24年度には演劇、伝統芸能・大衆芸能の分野についても配置した。分野ごとの人数は以下のとおりであり、各分野の助成対象活動の実施件数を考慮した人数を配置している。また、必要に応じてPOを追加で採用してきた。

対象となる事業は、主にトップレベルの舞台芸術創造事業であるが、平成 25年度からは芸術文化振興基金の舞台芸術分野の助成事業についても、審 査基準の事前公表や、PD及びPOによる公演調査及び団体との意見交換等を分野によって実施するなど、新たな審査・評価等の考え方を取り入れている。

<PDPOの配置状況>(平成27年4月1日現在)

·音楽分野 PD1名 PO4名

·舞踊分野 PD1名 PO3名

·演劇分野 PD1名 PO6名

・伝統芸能・大衆芸能分野 PD1名 PO3名

(2) PD及びPOの勤務体制

PD及びPOは、振興会の非常勤職員として週2日程度、振興会事務所で 勤務するほか、公演調査のため現場に赴いて職務に従事している。

週1回は分野ごとに連絡会を行い情報交換するとともに、PD及びPO全員と基金部各課職員による連絡会(月1回)や、PDと基金部幹部職員による連絡会(月1回)を設けるなど、分野間及び基金部各課との間における情報交換を行っている。

任期は1年であり、再任を可能としている。これまでは試行における取組 の蓄積や継続性が必要なことから、毎年再任している。

(3)職務内容

PD及びPOの基本的な職務内容は以下のとおりである。PD及びPOの採用は、各分野に関する専門的知識を有し、求められる業務を適切に遂行できる能力を有していることが確保されるとともに、その手続きの透明性及び公平性が担保されるよう、公募により行っている。

< PD >

- ① 助成事業に係る基本的な方向性の検討
- ② 芸術文化振興基金運営委員会、舞台芸術等部会及び各専門委員会への情報提供
- ③ 助成の基本方針案、審査基準案及び事後評価案等の企画立案
- ④ 助成対象活動及び助成対象団体の調査
- ⑤ 助成対象団体等への助言等

< PO >

① 助成事業に係る基本的な方向性の検討のために必要な調査及び分析

- ② 芸術文化振興基金運営委員会、舞台芸術等部会及び各専門委員会への情報提供
- ③ 助成に係る審査基準案及び事後評価案等の作成
- ④ 助成対象活動及び助成対象団体の調査
- ⑤ 助成対象団体への助言等

(4) 文化芸術活動調査員

PD及びPOをサポートして公演調査を実施することを目的とし、平成23年度より文化芸術活動調査員を委嘱している。

PD及びPOの指示により助成対象活動について公演調査を行い、その結果を公演調査報告書により報告すること等が主な職務である。分野の専門性や居住地等にも配慮しつつ、それぞれの専門分野に関する専門的知識を有し、職務を遂行できる能力を有する者を1年の任期で委嘱している(更新可)。現在の分野ごとの人数は以下のとおりである。

<文化芸術活動調査員の配置状況> (平成27年4月1日現在)

·音楽分野 7名(居住地:北海道1名、宮城1名、東京2名、

神奈川1名、兵庫1名、大分1名)

- ·舞踊分野 4名(居住地:東京2名、静岡1名、兵庫1名)
- ·演劇分野 2名(居住地:岩手1名、京都1名)
- 伝統芸能 大衆芸能分野 4名 (居住地:千葉1名、東京1名、京都1名、 岡山1名)

(5) 助成活動調査分析研究員

振興会が行う文化芸術活動に対する助成事業等について調査分析等を行う ため、平成24年度より、主任助成活動調査分析研究員(以下「主任研究員」 という。)、助成活動調査分析研究員(以下「研究員」という。)及び助成活動 調査分析研究補助員(以下「補助員」という。)を配置した。

主任研究員は研究員等の業務を統括すること、研究員は調査分析業務に当たること、研究補助員は調査分析業務を補助することが主な職務であり、4で述べる調査研究に従事している。振興会の非常勤職員であり、任期は1年で再任を可能としている。

平成27年4月1日現在において主任研究員1名(当初からPO1名が兼務)及び研究員3名を雇用している。

なお、PD及びPOも、芸術団体に対する助言のために必要な情報の収集・ 管理について、研究員に指示できるようにしている。

(6) 専門調査員制度の創設

事後評価を円滑に実施するためには、活動の採択に関わった委員が当該活動の公演調査及び事後評価を行うことが適当である。

しかし、専門委員の任期は1年であり再任回数には上限があること、採択活動は審査年度の翌年度に実施されることから、再任されない委員については、採択に関わった活動の事後評価に参画することができなかった。

このため、平成25年度より、任期が終了した専門委員を専門調査員として委嘱し、採択に関わった活動の公演調査及び当該活動の事後評価の合議に参加できる仕組みを導入した。

専門調査員の任期は1年であり、上記の業務の性質から再任は行っていない。

2. 文化芸術への助成に係るPDCAサイクルの確立

文化芸術活動への助成に係る新たな審査・評価等の仕組みの試行的取組の 目的は、第3次基本方針を踏まえ、文化芸術活動への支援に係る計画、実行、 検証、改善(PDCA)サイクルを確立することである。

これらの各段階の取組状況は以下のとおりである。

2-1. 助成事業の計画(Plan)に対する取組

(1)報告書の記述

報告書では、PD及びPOが中心となり、助成事業に係る基本的な方向性を提示することが必要であると提言された。

(2)取組内容

① 基本的な方向性の提示

音楽及び舞踊分野については平成23年度、演劇及び伝統芸能・大衆芸能分野については平成24年度に、PD及びPOが中心となり、それまでの業務の内容を検証した。その結果、審査に関しては従来の方向性を基礎として、手続等を継承しつつ分野ごとの審査基準を明確化することとした。また、助成事業全体に関しては、文化芸術団体におけるレパートリーの充実、個々の公演内容の充実、団体としての発展等を目指して、助言等を行っていくこととした。この基本的な方向性は、専門委員会の審議を経て運営委員会において了承された。

また、併せて、助成事業に応募する団体に対して運営委員会における審査の考え方を示すため、補助金による助成と基金による助成の両方について「審査の基本方針」を募集案内に掲載することとした。

② 募集案内の作成

振興会の助成事業については、毎年度作成する募集案内において、助成の 条件や審査書類の詳細等を定めている。

募集案内は、従前は専門委員会、部会及び運営委員会等の審議過程で示された意見を踏まえつつ、国の制度の反映等を中心として事務担当職員が改正案を作成していたが、PD及びPOの配置後は、PD及びPOの意見も踏まえて内容を改善している。平成24年度より、次年度募集に向けて各分野のPOからなるワーキンググループを設置し、内容の改善に組織的に取り組ん

でいる。

特に、平成26年度は、第3次基本方針において、文化芸術活動に対する公的支援の考え方が「社会的費用」から「社会的必要性に基づく戦略的投資」と捉え直されたことを踏まえ、要望時に団体が考えている活動の企画意図や期待される波及効果等を明確にするとともに、助成対象活動の事後評価等において評価の対象が明らかになるよう、平成27年度の募集に係る要望書の様式を変更するなどの改善を行った。

また、平成27年度は、助成の対象となる経費が分野ごとの特性を踏まえたものとなるよう改善を図っている。

③ 審査基準案の作成

審査基準案は、従前は専門委員会、部会、運営委員会での意見等を踏まえて事務方が作成していたが、PD及びPOの配置後は、PD及びPOの意見も踏まえ作成を行っている。特に平成27年度においては、審査基準の体系化に取り組むとともに、年度により審査基準の解釈に大きなずれが生じないよう、審査基準に当てはまる具体的な活動例や判断の際の留意点等について分野ごとに整理する予定である。

(3)取組の効果

募集案内や審査基準などにPD及びPOの意見を反映することにより、分野ごとの特性を踏まえたよりきめ細かな改善が図られるようになった。

2-2. 助成事業の実行(Do)に対する取組

(1)報告書の記述

報告書では、振興会の助成事業に係る審査の在り方に係る課題として、以下のような点があげられた。

- ・審査の経験やノウハウが蓄積されにくい
- ・審査委員の目に触れることの少ない団体が不利になる可能性
- ・専門委員会において出された経費や積算に対する意見がどのように反映されたのかわかりにくい
- ・限られた期間での審査となるため、審査委員相互の十分な意見交換が行われない

そして、従来の審査の仕組みを活用しつつ、PD及びPOの専門性を生かすことが必要であり、専門委員会、部会、運営委員会において、PD及びPOの助言を踏まえた審査が行われることが必要であるとされた。

(2)取組内容

① 団体からの申請内容等の分析

応募のあった助成対象活動に関しては、PD及びPOが公演調査、団体との意見交換、要望内容の分析等に基づき、公演内容、助成対象経費、団体の運営状況等について専門的な観点から調査・分析を行っている。

分野によっては、要望書の記載内容について、審査の上で問題となりそうな点をあらかじめ抽出したり、必要に応じてそれに関する団体の実情を調査するなど、審査に必要な情報の把握に努めている。

② 委員会でのPD及びPOの助言

上記の分析をもとに、各専門委員会、舞台芸術等部会及び運営委員会に対 して説明を行い、審査に必要な助言を行っている。

<助言の具体例>

- ・ 専門委員が公演を見たことのない団体について、公演調査を行ったPD及びPOより情報提供。
- ・ PD及びPOが要望書を精査し、採否の判断のために重要な事項を抽出して補足説明。
- ・ これまでに蓄積された団体の情報(過去の申請及び助成実績、過去の審査での指摘 事項、過去の事後評価結果等)に基づく情報提供。
- ・ 当該年度の要望の全体的な傾向(事業規模、団体規模等)を分析し、必要に応じて 情報提供。

③ 採択・不採択理由及び期待される効果の整理

活動の事後評価の伝達や団体との意見交換の際に活用するため、審査時に おいて、採択・不採択の理由及び採択活動に期待される効果について、専門 委員会として確認している。

④ 採択後の活動内容の変更点の確認

採択後、助成対象活動の計画変更等があった場合において、PD及びPOが内容を確認し、必要に応じて、団体への問い合わせによる状況把握を行い、当該変更により活動の目的達成に支障が生じないかどうかについて専門委員会と連携しながら確認している。

(3)取組の効果

各芸術分野の専門的知識・経験を持つPD及びPOの配置により、文化芸術活動への助成事業を実施する事務局である基金部の専門性が飛躍的に高まった。具体的には以下の点があげられる。

- ・審査に必要な情報の専門的観点からの収集・管理が可能となり、委員会に おける審査の継続性を担保できる体制が整った。
- ・PD、PO及び文化芸術活動調査員が幅広く公演調査を実施することにより、専門委員の見ていない団体の活動についても、審査時に情報提供することが可能となった。
- ・応募内容に関して、経費の見積もりの妥当性、企画の背景などについて専門的な観点からの調査・分析、情報収集が可能となり、審査の過程で実態に沿った情報提供を行うことが可能となった。
- ・採択理由等を整理して団体に伝達するとともに、採択後の内容変更をチェックするなど、後述する事後評価と合わせ、採択後のきめ細かなフォローアップも可能となった。

これらのことにより、より的確かつ円滑な審査を実施するとともに、助成を受けた文化芸術団体がその活動内容をさらに改善・充実させることができるような体制になりつつある。

2-3. 助成事業の検証(Check)に対する取組

(1)報告書の記述

報告書では、事後評価に係る課題として、以下のような点があげられた。

- ・公演調査の実施率は低く、地方の公演調査が少ない
- ・事後評価に関する評価手法や評価基準が定型化されておらず、助成効果に ついても詳細な分析や評価が十分になされていない

そして、事後評価の役割や事業の実施方法等を踏まえ、PD及びPOの専門的な知識や経験を生かし、事業に合った事後評価の方法を検討することを求めた。また、事後評価の方法、評価基準及び事後評価の結果については、専門委員会における検討を経た上で、運営委員会において決定することとし、評価基準を作成した場合には、公表することと提言された。

(2)取組の内容

① 公演調査の充実

従前は、専門委員会の委員及び基金部事務職員により公演調査を実施していたが、PD、PO及び芸術文化活動調査員の配置により、公演調査の質的・量的な充実を行った。

まず、量的充実について、以下のとおり公演調査数の増加を図った。

<公演調査数の推移>(補助金事業及び基金事業の合計)

年度	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
公演調査数	5 5 3	7 2 5	965	1, 168
(※1)				(※2)

^(※1) 同一の公演を2人が調査した場合、2件とカウント。

(※2)トップレベルの舞台芸術創造事業については、平成26年度の採択活動のうち、全ての活動に対して実施。

公演調査を行うのは、専門委員及び専門調査員並びにPD、PO及び文化芸術活動調査員である。平成25年度以降のトップレベルの舞台芸術創造事業については、全ての活動に対して事後評価を実施しており、このため、専門委員及び専門調査員と、PD、PO及び文化芸術活動調査員のそれぞれが、全ての助成対象活動について調査を実施するよう努めている。これは、より客観性、公正性のある評価を行うためには多面的な視野が重要であり、一つの活動に対して、複数の者が調査することが必要であると考えたからである。また、不採択となった活動の実態把握や、今後応募の可能性のある団体の情

報収集を行うため、採択活動以外の公演についても必要に応じて公演調査を 実施している。なお、前述の文化芸術活動調査員の配置により、地方の公演 についてもきめ細かな調査が可能となっている。

次に、質的充実について、平成24年度においては、当該年度の活動について事後評価を導入することを見据え、審査基準を踏まえた公演調査評価基準を策定して公演調査を実施するとともに、公演調査報告書の様式を改定した(本様式については、平成25年度に実施した事後評価の経験を踏まえて、平成26年度にさらに改定を行った)。また、公演調査報告書の精度を高めるため、分野ごとに記載マニュアルを作成して必要な内容が記載されるようにするとともに、公演調査を実施する専門委員や文化芸術活動調査員に対して、当該活動の審査時における指摘事項等、調査に資する情報提供を行っている。

② 事後評価の実施

平成25年度よりトップレベルの舞台芸術創造事業の助成対象活動を対象 に事後評価を行い、試行錯誤しつつ評価方法を改善している。

<平成25年度>

平成25年度は、平成24年度のトップレベルの舞台芸術創造事業による助成対象活動の一部に対して事後評価を実施した。評価の対象及び方法は以下のとおりである。

(評価の対象及び方法)

○対象:平成24年度のトップレベルの舞台芸術創造事業による助成対象活動であって、年間活動支援型の全て56活動、公演単位支援型のうち助成金交付額が一定額以上のもの60活動

○評価の方法:

ア) 各専門委員による評価

- ・専門委員会の専門委員が、①助成対象活動の終了後に助成対象団体から 提出される実績報告書、②団体の自己評価書、③公演調査を実施したP D、PO等又は専門委員会委員等が作成する公演調査報告書をもとに評 価を実施。
- ・評価基準は審査した年度の審査基準とし、審査基準の項目ごとに、当該 基準の達成度についてS~Dの5段階で評価。

イ) 合議による評価

・上記各専門委員の事前評価を参考に、専門委員会において合議による評価を行う。

- ・活動ごとに活動の達成度について $S \sim D$ の5段階で評価するとともに、 団体に伝える評価コメント案をまとめる。
- ウ) 運営委員会による審議

専門委員会の評価案について、運営委員会において審議し決定する。

上記の事後評価結果を踏まえ、専門委員と各分野のPOによるワーキング グループを組織し、事後評価の課題及び評価方法の見直しについて検討し、 専門委員会及び運営委員会に報告した。本検討内容を踏まえ、平成26年度 に向けて評価方法の改善を行った。

<平成26年度>

平成26年度においては、評価対象を平成25年度のトップレベルの舞台 芸術創造事業による全助成対象活動(322活動)に拡大した。

評価基準は、引き続き審査した年度の審査基準としたが、前年度の評価では、団体に伝える評価コメントが芸術性の批評が中心となってしまった反省を踏まえ、当該基準を「芸術性・創造性」「運営」「社会性」の大項目に分類し、当該項目ごとに評価することとした。団体の自己評価書及び公演調査報告書の様式についても、当該項目に合わせた形に改定した。

また、専門委員会における合議による評価は、コメントによる定性的な評価に方法を変更した。

なお、年間活動支援型の団体の活動については「団体」としての評価も実施することとした。

(評価の対象及び方法)※下線部は平成25年度からの変更点

- ○対象:平成25年度のトップレベルの舞台芸術創造事業による<u>全助成対象</u> 活動 (322活動)
- ○評価の方法:
 - ア) 各専門委員による評価
 - ・専門委員会の専門委員が、①助成対象活動の終了後に助成対象団体から 提出される実績報告書、②団体の自己評価書、③公演調査を実施したP D、PO等又は専門委員会委員等が作成する公演調査報告書をもとに評 価を実施。
 - ・評価基準は、審査した年度の審査基準と関連付けた「評価の着眼点」を 作成し、「芸術性・創造性」「運営」「社会性」の各項目に即して活動の 達成度について<u>コメントにより評価</u>。なお、<u>年間活動支援型の活動につ</u> いては、「年間活動支援型としての評価」も実施。

イ) 合議による評価

- ・上記各専門委員の書面評価を参考に、専門委員会において合議による評価を行う。
- ・<u>「芸術性・創造性」「運営」「社会性」の項目ごとに、評価コメント案を</u> まとめる。
- ウ)舞台芸術等部会・運営委員会による審議

専門委員会の評価コメント案について、<u>舞台芸術等部会</u>・運営委員会に おいて審議し決定する。

2度にわたって事後評価を実施した経験を踏まえ、次年度以降に向けて、 舞台芸術等部会において「事後評価の充実に向けて当面取り組むべき措置に ついて」として10項目の改善点を整理した。

<平成27年度>

平成27年度は、前述の「当面取り組むべき措置について」を踏まえつつ、 基本的には平成26年度の実施方法にのっとって評価を実施する予定である。 平成26年度は各専門委員の評価をもとに専門委員の合議により評価コメントをまとめていたが、限られた時間の中で効率的に審議を行う必要があること、PDCAサイクルの中で組織的に団体の活動をフォローアップすることがPD及びPOの役割であること、さらにそれらを踏まえ報告書においてもPD及びPOの職務として事後評価案の作成が位置づけられていることから、 平成27年度は、まずPD及びPOが評価コメントの素案を作成し、当該素案をもとに専門委員会においてコメント案を審議することとた。

(評価の対象及び方法)※下線部は平成26年度からの変更点

○対象:平成26年度のトップレベルの舞台芸術創造事業による全助成対象 活動(298活動)

○評価の方法:

ア)評価案の作成

- ・<u>PD及びPOが</u>、①助成対象活動の終了後に助成対象団体から提出される 実績報告書、②団体の自己評価書、③公演調査を実施したPD、PO等又 は専門委員会委員等が作成する公演調査報告書をもとに「芸術性・創造性」 「運営」「社会性」の項目ごとに、活動の達成状況について<u>評価コメント</u> の素案を作成。
- ・評価基準は平成26年度に作成した「評価の着眼点」を改訂した「事後評価の評価基準」を作成した。

イ) 専門委員会の合議による評価

- ・<u>上記評価コメントの素案をもとに</u>専門委員会において審議し、専門委員会 として評価コメント案をまとめる。
- ウ)舞台芸術等部会・運営委員会による審議 専門委員会の評価コメント案について、舞台芸術等部会・運営委員会にお いて審議し決定する。

今後も事後評価の方法について、改善を加えていく予定である。

③事後評価結果の伝達

上記事後評価結果については、PD及びPOから団体に個別に伝達し、事後評価の意義や目的を説明するとともに、事後評価結果が今後の団体の活動の改善に生かされるよう、助言や意見交換を行っている。

(3)取組の効果

PD、PO及び芸術文化活動調査員の配置により、公演調査の実施率が格段に向上した。また、事後評価を前提とした公演調査の方法の改善により、公演調査の質についても充実が図られつつある。これらにより、助成対象団体や助成対象活動についてきめ細かな把握が可能となった。

事後評価については、この仕組みの導入により、助成された活動の状況や助成の効果を把握すること、団体の活動や運営についての課題を明確にし、改善を促すことが可能となった。また、事後評価結果の伝達とともに、団体の活動に対する助言や意見交換を行うことは、団体との信頼関係を育み、団体のモチベーションを上げ、公的助成に対する理解を深めるための重要な機会となっている。

事後評価の際の議論を次期の審査基準の策定や審査基準の概念整理に活かす流れができ、助成事業のPDCAサイクルの確立に向けた枠組みの整備につながっている。

しかし、枠組みの整備とは別に、評価の質などについてはまだ課題があり、 評価の精度を上げていく必要がある。

2-4. 助成事業の改善(Action)に対する取組

(1) 報告書の記述

報告書では、振興会の助成事業に係る審査の在り方に係る課題として、公演調査報告書や実績報告書の内容が次年度の審査に十分に活用されていないことが指摘された。そして、以下のような取組が必要であると提言された。

- ・事後評価結果を踏まえた審査の実施
- ・助成事業の課題の検証
- ・助成の状況、事後評価結果を踏まえ事業に係る基本的な方向性や審査基準 を見直し
- ・振興会が実施する事業の改善への活用

(2) 取組内容

① 事後評価を踏まえた審査の実施

平成27年度の助成対象活動の採択の審査では、平成25年度の助成対象活動の事後評価結果について、必要に応じてPD及びPOから情報提供を行った。しかし、事後評価結果を審査のプロセスとして活用する仕組みについては今後の検討課題である。

② 助成事業の課題の検証

事後評価の実施を通じ、トップレベルの舞台芸術創造事業の事業自体の課題も少しずつ見えてきたところであり、基本的な枠組みを決定する文化庁に対し、課題となる点を報告するなど事業の改善に資する情報提供を行っている。

③ 審査基準等の見直し

助成の状況や事後評価結果を踏まえ、毎年度、審査基準の見直しを行っている。特に、平成27年度においては、2-1(2)③で述べたとおり、従来の審査基準を体系化して整理するとともに、審査基準に当てはまる具体的な活動例や判断の際の留意点等について分野ごとに整理するなどの見直しを図っている。

④ 助成事業の改善

2-1 (2) ②で述べたように、平成24年度以降においては、各分野のPOからなるワーキンググループを設置して、応募要件や申請様式について改善を重ねている。

上記②で述べたとおり、文化庁からの補助金で実施するトップレベルの舞台芸術創造事業については、基本的な枠組みを決定する文化庁に対し、課題となる点を報告するなど事業の改善に資する情報提供を行っている。

(3) 取組の効果

PD及びPOの配置により、分野ごとの特性を踏まえた専門的な視点から、助成事業の内容や実施方法について改善することが可能となった。このことにより、PDCAサイクルを意識した助成の実施体制が構築されつつある。

3. 審査の透明性の確保・文化芸術団体の活動の発展に資する取組

(1) 報告書の記述

報告書では、振興会の助成事業に係る審査の在り方に係る課題として、募集時に審査基準が明らかにされておらず、どのような基準で審査しているのか不明瞭であるとし、募集時に審査基準の公表を行うことが必要であるとした。

また、不採択理由を公表していないため、不採択団体は改善すべき点が明確でなく、次回以降の応募に当たって参考とすることが困難であることを指摘し、以下のような取組が必要であると提言した。

- ・採択理由・期待される効果の公表
- 不採択理由の公表
- ・事後評価結果の公表

(2) 取組の内容

① 審査基準の公表等

分野における助成事業の実績や課題等について調査・分析し、PD及びPOが中心となり、毎年度、各事業における「審査基準案」を作成している。 当該審査基準案については、専門委員会の審議を経て、運営委員会において 決定されたのち、募集に合わせてHP等において公表している。

なお、日本版アーツカウンシル試行的取組の主な実施分野ではないが、平成26年度に美術分野についても公表を行い、平成27年度には映画及び地域文化の分野も含め、全ての審査基準を募集にあわせて公表する予定である。

② 相談窓口の開設及び相談会の開催

文化芸術団体等が助成に応募、活動を実施するにあたり、PD及びPOのアドバイスを受けることができるよう、HPにおいてPD及びPOの連絡先を記した相談窓口を開設している。また、不採択理由についての問い合わせ等についても対応している。

従来、助成に関心のある団体を集めて助成事業に関する「説明会」を開催していたが、平成26年度からは、助成事業の内容に関する動画を作成してHPに掲載し、基本的な事項は本動画により解説することとし、具体的な要望書の作成方法や提出資料の内容など、団体の個別の関心事項に対応するための「相談会」を全国の複数の会場で開催している。開催地の選定にあたっては、地域の文化活動を行う団体のニーズも考慮するため、都道府県にアンケート調査を行い、希望の高い地域を優先している。

③ 助成対象活動の審査結果の伝達等

助成に関する審査の終了後、PD及びPOが、採択理由、活動により期待 される効果や審査における指摘事項について整理を行い、助成対象団体との 意見交換の際に伝達している。

④ 助成対象団体への助言

助成対象団体(トップレベルの舞台芸術創造事業については全団体、芸術文化振興基金事業については分野により一部の団体)との意見交換を実施し、審査過程における指摘事項の伝達、事後評価の結果等の伝達を行い、それらを踏まえた団体の活動に対する助言や意見交換を行っている。

<意見交換実施件数>

年度	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
意見交換実施団体数	0	8 1	9 6	1 5 8

⑤ 日本版アーツカウンシルの試行的取組についての広報

平成26年度に助成対象団体との意見交換を行った際、第3次基本方針の内容に関する話題を取り上げたところ、それに対する認識が薄い団体が多く見られたため、同年度末、文化芸術への公的支援に関する捉え方が転換されたことや日本版アーツカウンシルの試行的取組の趣旨等について改めて文化芸術団体に理解してもらうため、リーフレットの作成、配布を行った。また、日本版アーツカウンシルの取組に関するウェブページを作成し、取組内容や、調査研究の結果等について公表している。

なお、「IV. 課題の整理」で後述するとおり、採択理由・期待される効果、 不採択理由及び事後評価結果の公表の方策については検討中である。

(3)取組による効果

審査基準を事前に公表することにより、応募しようとする団体に対して審査の透明性の確保が図られた。平成27年度の助成に応募した団体に対するアンケート調査でも、81%の団体が「審査基準を意識して助成金交付要望書を作成している」と回答している。

助成対象団体との意見交換を実施することにより、団体の活動や運営の改善に関する助言が可能となるとともに、団体の活動の実情に関する情報が把握できるようになったため、これを蓄積し助成事業の改善・充実に役立てたい。

相談窓口の開設については、必ずしも活発に活用されているとは言えないが、不採択理由を問い合わせるための窓口のひとつとなっているほか、新たな団体が助成金への応募を検討しようとする場合の相談窓口としても重要であるため、引き続き助成事業に関する広報の充実を図りながら相談体制を整えていきたい。

4. 調査研究の充実

(1) 報告書の記述

報告書では、助成対象分野の動向や、文化芸術団体の公演実績、受賞歴、 財務状況等のデータの蓄積、分析が不十分であるとの課題が示された。そして、これらの課題に対応するため、以下の取組の必要性が示された。

- ・文化芸術団体に関する情報、助成対象分野に関する我が国及び諸外国の動 向についての情報を収集・分析
- ・鑑賞行動の動向を把握
- ・公演調査、助成団体との意見交換の実施
- ・収集した情報、データのデータベース化

(2)取組の内容

助成事業をより効果的なものとすることを目的として、PD・PO及び研究員を中心に、調査研究を実施している。調査研究結果については可能なものから振興会のHP上で公開している。

① 主な調査研究事例

○芸術文化活動に対する助成制度に関する調査分析事業(文化庁委託事業)(平成24年度)

平成24年度、文化庁の委託事業として「芸術文化活動に対する助成制度に関する調査分析事業」を実施した。本事業では、我が国の文化芸術活動への助成の全体像を把握し、助成の偏りについて分析するとともに、文化芸術活動への助成に係る諸外国の状況について調査した。

平成25年度においては、振興会の独自の事業として、前年度に実施した 委託事業の調査結果を材料として、必要な追加調査を実施するとともに、調 査結果をわかりやすく可視化する作業を行った。

○舞台芸術分野への公的助成の普及状況の分析(平成26年度~)

上記調査を発展させ、助成事業の枠組みの改善の検討につなげるため、文化庁及び振興会の舞台芸術分野への助成事業について、支援の重複の状況、支援の行き届いていない地域、各事業の傾向や役割を明確化し、公演単位でマッピングを行い、その普及状況を視覚化する作業を行っている。

〇「『トップレベルの舞台芸術創造事業』において各芸術団体がもつ助成に対 する意識に関する調査」(平成26年度) 文化芸術団体の持つ公的助成に対する意識を把握することを目的とし、トップレベルの舞台芸術創造事業について、平成25年度の助成対象活動の実績報告書の記述を分析し、芸術団体がもつ公的助成に対する意識について調査分析を行った。(調査結果は巻末参考資料に掲載)

○文化芸術団体の基礎データの分析(平成26年度~)

審査及び団体への助言のための資料として活用することを目的として、要望書、交付申請書、実績報告書における所定の項目のデータ入力を行い、同一団体における経年変化、分野内での類型化による団体の比較等、様々な観点から数値分析を行っている。

○鑑賞行動と公的助成に関する調査(平成27年度~)

公的助成を行った公演の鑑賞者の動向を把握し、公的助成と鑑賞者の伸長度との関係を分析することにより、助成金の有効性や必要性を明らかにすることを目的として調査を行っている。また、鑑賞者の増加や育成について適切な助言を実施するための資料として活用することも目指している。具体的には、トップレベルの舞台芸術創造事業及び芸術文化振興基金事業について、実績報告書から、鑑賞者や入場料収入等の推移を整理している。また、採択団体が鑑賞者に対して実施するアンケートに所定の項目の追加とその結果の集計を依頼し、鑑賞頻度や新規鑑賞者の状況等を調査している。(調査結果の概要は巻末参考資料に掲載)

○文化芸術団体に対する聞き取り調査(平成26年度~)

分野の中で特定のジャンルに応募が偏っている状況が見られるため、その背景、原因を探るため、PD及びPOが中心となって応募の少ないジャンルの団体に聞き取り調査を行う。

その他、分野ごとの必要性に応じた各種の調査研究を実施している。

② 公演調査及び助成団体との意見交換の実施

前述のとおり、公演調査及び助成団体に対する意見交換を行い、情報収集 を行っている。

③ その他

助成を行った団体の公演活動に関する評論等について新聞、専門誌等による情報収集を実施している。

今後は、収集した情報のデータベース化についても、必要に応じて取り組んでいく予定である。

(3)取組の効果

PD及びPOの配置により、公演調査の実施件数が増加するとともに、専門的な観点から助成対象団体と意見交換することが可能となり、情報収集が進んでいる。

また、PD、PO及び研究員による専門的な観点からの調査研究や分析が可能となった。

上記により、助成に関するデータの整理及び蓄積が進みつつあり、今後、助成制度の充実・改善の検討にも活用可能であると考えられる。文化庁からの求めに応じ、助成制度の改善について検討する際の参考データとして提供することも行っている。

なお、特に「『トップレベルの舞台芸術創造事業』において各芸術団体がも つ助成に対する意識に関する調査」の結果については、自治体関係者や公立 文化施設関係者等から、今後の事業の実施にあたり参考になるとの反応があ ったところである。

また、「鑑賞行動と公的助成に関する調査」においては、トップレベルの舞台芸術創造事業について、平成23年度の事業開始以降、全体として助成対象活動に係る公演回数、鑑賞者数等の拡大や、外部資金の増加の傾向が見られており、赤字補填の仕組みを変更したことにより、事業の成果が上がっているのではないかとみられる結果が表れている。

Ⅳ. 課題の整理

振興会におけるこれまでの助成関係業務の内容を検証し、今後解決すべき 課題を以下のとおり整理する。

(1)事後評価の改善等

①事後評価の改善

助成対象活動の事後評価については、平成25年度より試行錯誤を重ねてきたところであるが、評価の方法、評価結果の助成対象団体への伝達方法及び文化芸術団体の活動の改善につなげるための方法等についてまだ改善すべき点が多く残されている。引き続き改善を重ね、公的助成事業としてふさわしい評価の在り方とその活用方法を検討し、文化芸術活動への助成に係るPDCAサイクルを確立する必要がある。なお、事後評価の質を上げるためには、評価の基となる公演調査報告書の記述の精度を高めなければならない。具体的には、各調査者が事後評価の評価基準に対応させながら、評価の根拠となる客観的事実を明示しつつ記述するよう、改善を図っていきたい。

その際、第3次基本方針において文化芸術活動に対する公的支援の考え方が「社会的必要性に基づく戦略的投資」として捉え直され、第4次基本方針においても踏襲されたことを踏まえると、とかく芸術性・創造性の高低に対する評価に偏りがちな傾向を改め、税金を投入して助成するにあたり、社会的必要性の観点から期待された点が実現されたかについても意識しなければならない。そのためには、まず文化芸術団体自身が、要望書の段階で、社会からの期待にどのように応えようとしているのかをより明らかにする必要がある。これは、文化芸術団体の主体的な企画意図を尊重した審査・評価等のために重要(団体の企画意図を無視した評価は行われるべきではない)であり、PDCAサイクルの確立のためにも、文化芸術団体の積極的な意識改革に向けてPD及びPOによる助言を続けていきたい。

あわせて、事後評価は、文化芸術団体の活動の改善や助成事業の審査への活用のために実施されるのみならず、国の文化芸術政策のPDCAサイクルを十分に機能させ、補助金等による助成という政策自体の検証にもつなげるものであることについて、文化芸術団体に丁寧に説明する必要がある。

②採択及び不採択の理由並びに期待される効果の公表の在り方

報告書において必要性が示された、採択及び不採択の理由や期待される効果の公表の在り方についても上記と同様であり、振興会が文化芸術団体に対して「戦略的投資」を行ったのであれば、振興会自身が採択の効果について

潜在的な負担者(国民全体)に対して説明する責任を負うため、評価の結果 は国民に対して公表することが求められる。そのための具体的施策について、 今後方策を検討する必要がある。

(2) 広報の充実

①日本版アーツカウンシルの取組について

平成26年度に振興会の助成事業に応募した団体に実施したアンケート結果では、回答者の30%がPD及びPOの配置について知らないと回答するなど、必ずしも試行的取組が文化芸術団体に周知されていない状況が見られる(ただし、回答者には、地域文化や映画等のPD及びPOが配置されていない分野の団体を含む。)。引き続き、日本版アーツカウンシルの取組について、その趣旨や内容を周知していくことが必要である。

②公的支援の考え方について

前述の「『トップレベルの舞台芸術創造事業』において各芸術団体がもつ助成に対する意識に関する調査」では、第3次基本方針以降、公的支援の考え方が「社会的費用」から「戦略的投資」と捉え直されたこと等が必ずしも文化芸術団体に十分に認識されていない可能性が示された。文化芸術団体との意見交換を通じて、上記の公的助成に対する考え方及びそれによって求められる活動の波及効果について、周知徹底を行っていく必要がある。なお、当該「戦略的投資」としての期待に応えていると評価される公演活動の事例が文化芸術団体に対して提示できれば、好ましい競争が活性化することも期待できるため、そのような検討も必要である。

③各助成金の趣旨について

助成制度そのものや各助成金の趣旨についても、より一層の広報活動に努めるべきである。そのことを通じ、幅広く、かつ数多くの応募がなされることによって、競争的環境の下でより優れた文化芸術活動が広まることが期待できる。

特に、トップレベルの舞台芸術創造事業については、第3次基本方針において「文化芸術団体の創造性の発揮や継続的な発展に資するよう、事業収支が支援額に影響しない仕組みなど、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や年間の創造活動への総合的な支援等の新たな支援の仕組みを導入する」という方向性が示されて予算化されたものである。しかし、文化芸術団体の中には、「基金による助成より助成額が大きい」「黒字が出ても助成金の返還が必要ない」といった形式面しか受け止めておらず、芸術文化振

興基金事業との目的の違いを意識していない団体も見られる。助成制度の趣旨が文化芸術団体に正しく理解され、公的助成という「戦略的投資」としての期待に応えようとする意識を高めるためにも、制度の趣旨に関する広報の充実を図る必要がある。

(3) PD及びPO等の体制・役割

①PD及びPO等の体制

PD及びPO等の適正な体制については日本版アーツカウンシルの業務の範囲がどのように定められるかによるが、助成に係る新たな審査・評価等の仕組みの改善・充実のためには、PD及びPOに期待される役割は質・量ともにますます大きくなると考えられる。業務の精度の向上や人材の育成及び確保の観点から、必要に応じて勤務形態の見直しや人数の拡大を図っていくことが重要である。

その際、優秀な人材を安定的に確保できる仕組み(処遇の充実、流動性のある人事システムの構築、魅力あるキャリアパスの提示など)と受け入れた人材の能力をさらに向上させる仕組みが必要である。特に常勤職員として配置する場合には、PD及びPOとしての経験が文化芸術分野におけるキャリアパスとして位置づけられることが特に重要となる。また、常勤職員として配置する場合には、人材の流動性及び助成事業の透明性の確保並びに人材育成の観点から、任期付きとすることが適当であると考えられる。

また、文化芸術活動への公的支援に関する捉え方の転換を踏まえると、今後、PD及びPOには、分野の枠を超えて助成の効果を検証しうるような視点も重要になる。分野ごとのPD及びPOには、文化芸術団体を支援するとともに上記の視点から啓発できるような資質が一層求められる。なお、このような観点からは、PD及びPOとは別に、公的支援の観点から、分野横断的に団体等を指導することが可能な人材を配置することも考えられる。

また、新たな審査・評価等の取組の充実に伴い、PD及びPOとともに当該業務に関わる事務職員の業務量が増加することについても配慮が必要である。

体制整備については、上記の点を勘案しつつ、実態に応じて段階的に進めていくことが必要である。

② P D 及び P O に求められる資質・能力

PD及びPOは当該分野における実情に詳しい専門家であるが、そのような人材を日本版アーツカウンシルの試行的取組の中で位置付けたのは、公的助成という行政機能の中に芸術分野の専門性を取り入れるためである。この

ことを踏まえると、PD及びPOは、報告書で示された資質・能力等に加え、 文化芸術団体に対しては「当該分野の利益代表者」ではなく、助成制度をめ ぐる問題点を改め、多様な文化芸術活動が社会全体の中で支援され、さらに 活性化するための「より厳しく温かい御意見番」として機能するとともに、 振興会内部においても公正で透明性の高い審査・評価のための情報源として 機能する資質や能力を備えている必要がある。

プログラムディレクター及びプログラムオフィサーという職名については、他の団体でも用いられているが、活動の内容や性質はそれぞれ異なっている。この点で、呼称からPD及びPOの役割や職務内容に対する誤解を招くようなことがある場合には、振興会独自の職名を検討することも考えられる。

(4)様々な段階でのPDCAサイクルの必要性

①国の文化芸術政策におけるPDCAサイクル

トップレベルの舞台芸術創造事業については、文化庁が事業趣旨や基本的な枠組みを定め、振興会はそれを踏まえて文化庁からの補助金により助成事業を実施する仕組みとなっているが、事後評価等の取組により、当該事業の持つ課題についても見えてきたところである。このため、振興会における事後評価の結果を、補助金による助成という政策自体の検証に活かし、国の文化芸術政策のPDCAサイクルの実施につなげることが望まれる。なお、上記の検証を有効に行うためにも、まず、補助金による助成事業の目的が一層明確化され、それに従って検証に必要な情報やデータの在り方についても整理していく必要がある。

②文化芸術団体の活動におけるPDCAサイクル

文化芸術活動への助成に係る新たな審査・評価等の仕組みの試行的取組の目的は、第3次基本方針を踏まえ、文化芸術活動への助成に係る計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルを確立することであるが、その効果が鑑賞者や地域社会に還元されることが重要である。このため、文化芸術活動への助成に係るPDCAサイクルの確立に加え、文化芸術団体が自らの文化芸術活動についてのPDCAサイクルを確立することを支援する視点が重要であると考える。

事後評価を実施するにあたっては、文化芸術団体の活動に係る計画、実行、 検証、改善の促進につながるよう、評価方法、伝達方法、審査での活用方法 を検討する必要があると考える。

(5)環境整備

第4次基本方針を受け、日本版アーツカウンシルの業務が振興会の本来業務として位置づけられるのであれば、当該業務がスムーズに実施できるような制度的・財政的な環境整備がなされることが必要である。

参考

1.	文化芸術の振興に関する基本的な方針における記述
2.	日本版アーツカウンシルの試行的導入に係る予算措置
3.	P D P O 名簿
4.	関係法令
5.	日本芸術文化振興会の助成事業の概要
	日本版アーツカウンシルの試行的取組についての審議経過 エラー! ブックマークが定義され いません 。
7. せん	日本版アーツカウンシルの試行的取組に関する評価 エラー!ブックマークが定義されてい る。 ・。
8.	文化芸術活動への助成制度及び日本版アーツカウンシル(試行)に関するアンケート調査集記結果2
9.	「トップレベルの舞台芸術創造事業」において各芸術団体がもつ助成に対する意識に関する 調査3
1 0	. 「鑑賞行動の動向と公的助成に関する調査研究」中間報告3
	. 文化芸術活動への助成に係る新たな審査・評価等の仕組みの在り方について (報告書)

1. 文化芸術の振興に関する基本的な方針における記述

(1)文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)(抄)(平成23年2月8日閣議決定)

第1 文化芸術振興の基本理念

- 2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点
- (2)基本的視点

①成熟社会における成長の源泉

高度経済成長を経た我が国は、バブル崩壊後の長引く経済的低迷の中で人口減少期を迎えており、今や成熟社会として歩み始めつつある。もとより資源の少ない我が国においては人材が重要な資源であり、「ハード」の整備から「ソフト」と「ヒューマン」への支援に重点を移すとともに、国民生活の質的向上を追求するためにも、人々の活力や創造力の源泉である文化芸術の振興が求められる。

文化芸術は、その性質上、市場のみでは資金調達が困難な分野も多く存在し、多様な文化芸術の発展を促すためには公的支援を必要とする。同時に、文化芸術は、国家への威信付与、周辺ビジネスへの波及効果、将来世代のために継承すべき価値、コミュニティへの教育価値といった社会的便益(外部性)を有する公共財である。

また、文化芸術は、子ども・若者や、高齢者、障害者、失業者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会的基盤となり得るものであり、昨今、そのような社会包摂の機能も注目されつつある。

<u>このような認識の下、従来、社会的費用として捉える向きもあった文化芸術への公的支援に関する考え</u> 方を転換し、社会的必要性に基づく戦略的な投資と捉え直す。

そして,成熟社会における新たな成長分野として潜在力を喚起するとともに,社会関係資本の増大を図る観点から,公共政策としての位置付けを明確化する。

文化芸術は、過去から未来へと受け継がれる国民共有の財産であり、その継承と変化の中で新たな価値が見出されていくものである。公共政策として文化芸術振興を図る際には、こうした文化芸術の特質を踏まえ、短期的な経済的効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的な視点に立って施策を講ずる必要がある。

第2 文化芸術振興に関する重点施策

「第1 文化芸術振興の基本理念」の下、重点的に取り組むべき施策の方向性(重点戦略)については、 以下のとおりとする。

1. 六つの重点戦略~「文化芸術立国」の実現を目指して~

諸外国の状況も勘案しつつ、文化芸術活動を支える環境を充実させ、国家戦略として新たな「文化芸術立国」を実現するため、以下の六つの重点戦略を強力に進める。

重点戦略1:文化芸術活動に対する効果的な支援

文化芸術活動に対する支援の在り方について、実質的に赤字の一部を補塡する仕組みとなっているため、自己収入の増加等のインセンティブが働かないとの問題、審査・評価体制の不十分さといった助成面の課題や、鑑賞機会等の地域間格差、地方公共団体における文化芸術予算の削減等の現状、さらには「新しい公共」等近時の動向を踏まえ、これを抜本的に改善し、より適切かつ効果的な支援を図る。具体的には、文化芸術団体への助成方法を見直し、文化芸術活動への支援に係る計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルを確立することによって国としての支援策を有効に機能させるほか、民間や個人による支援と文化芸術各分野における「新しい公共」の活動を促進する。また、国・地方において核となる文化芸術拠点を

充実する。

これらの取組によって、我が国の文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を整備する。

【重点的に取り組むべき施策】

◆ 文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、<u>独立行政法人日本芸術文化振興会に</u> おける専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツ カウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行う とともに、可能なところから試行的な取組を実施する。

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

基本法の第3章に掲げる「文化芸術の振興に関する基本的施策」について、「第1文化芸術振興の基本 理念」の下、国は、以下の施策を講ずる。

1. 文化芸術各分野の振興

文化芸術振興に関する施策を講ずるに当たっては、基本法に例示されている文化芸術の分野のみならず、例示されていない分野についてもその対象とし、基本法における例示の有無により、その取扱いに差異を設けることなく取り組む。

(1)芸術の振興

多様で豊かな芸術を生み出す源泉である芸術家や文化芸術団体等の自由な発想に基づく創造 活動が活発に行われるようにするため、支援の在り方の抜本的見直しや新たな審査・評価等の 仕組みの導入など、より効果的で戦略的な視点を加えながら次の施策を講ずる。

○ 文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、<u>独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家</u> による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新た な仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取 組を実施し、文化芸術活動の計画、実行、検証、改善(PDCA) サイクルを確立する。

(2)芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)(抄) (平成27年5月22日閣議決定)

第1 社会を挙げての文化芸術振興

2. 文化芸術振興の基本理念等

(3)基本的視点

[公共財・社会的包摂の機能・公的支援の必要性]

文化芸術は、成熟社会における成長の源泉、国家への威信付与、地域への愛着の深化、周辺ビジネスへの波及効果、将来世代のために継承すべき価値といった社会的便益(外部性)を有する公共財である。また、文化芸術は、子供・若者や、高齢者、障害者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会包摂の機能を有している。

このような認識の下、従来、社会的費用として捉える向きもあった文化芸術への公的支援に関する考 え方を転換し、社会的必要性に基づく戦略的な投資と捉え直す。

文化芸術は、その性質上、市場のみでは資金調達が困難な分野も多く存在し、多様な文化芸術の発展 を促すためには公的支援を必要とする。 このため、厳しい財政事情にも照らして支援の重点化等により文化芸術活動を支える環境づくりを進める必要がある。

第2 文化芸術振興に関する重点施策

「第1 社会を挙げての文化芸術振興」の下、重点的に取り組むべき施策の方向性(重点戦略)については、以下のとおりとする。

1. 五つの重点戦略

諸外国の状況も勘案しつつ、文化芸術活動を支える環境を充実させ、国家戦略として「文化芸術立国」 を実現するため、以下の五つの重点戦略を強力に進める。

重点戦略1:文化芸術活動に対する効果的な支援

我が国の文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を整備する。

【重点的に取り組むべき施策】

◆ 文化芸術の支援策をより有効に機能させるための日本版アーツカウンシルの本格的導入について、現在、独立行政法人日本芸術文化振興会において実施されている試行的な取組の結果を踏まえ必要な措置を講ずる。

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

基本法の第3章に掲げる「文化芸術の振興に関する基本的施策」について、「第1 文化芸術振興の基本理念」の下、国は、以下の施策を講ずる。

1. 文化芸術各分野の振興

文化芸術振興に関する施策を講ずるに当たっては、基本法に例示されている文化芸術の分野のみならず、例示されていない分野についてもその対象とし、基本法における例示の有無により、その取扱いに差異を設けることなく取り組む。

(1)芸術の振興

多様で豊かな芸術を生み出す源泉である芸術家や文化芸術団体等の自由な発想に基づく創造活動が活発に行われるようにするため、支援の在り方の見直しや新たな審査・評価等の仕組みの導入など、より効果的で戦略的な視点を加えながら次の施策を講ずる。

○ 文化芸術への支援策をより有効に機能させるための日本版アーツカウンシル(専門家による助言、 審査、事後評価、調査研究等の機能)の本格導入について、現在、独立行政法人日本芸術文化振興会 において実施されている試行的な取組の結果を踏まえ必要な措置を講ずる。

2. 日本版アーツカウンシルの試行的導入に係る予算措置

事項名:日本版アーツカウンシルの試行的導入(平成23年度~平成27年度)

○平成23年度予算額: 53百万円

○平成24年度予算額: 86百万円

○平成25年度予算額:142百万円

○平成26年度予算額:142百万円

○平成27年度予算額:132百万円

3. PDPO名簿

(平成27年4月1日現在)

○プログラムディレクター

(音楽分野) 前 和男 公益社団法人日本オーケストラ連盟監事

(舞踊分野) 中川 俊宏 武蔵野音楽大学教授・同大学音楽環境運営学科長

(演劇分野) 酒井 誠 演劇制作アドバイザー

(伝統芸能・大衆芸能分野) 星野 紘 独立行政法人国立文化財機構東京国立文化財研究所

名誉研究員

○プログラムオフィサー

(音楽分野)

石田 麻子 昭和音楽大学オペラ研究所教授

岸田 生郎 昭和音楽大学教授

榑松 三郎 元東京藝術大学客員教授

山下 芳彦 公益財団法人東京交響楽団評議員、

NPO 法人青梅の青少年を育てる会副理事長

(舞踊分野)

池田 恵巳 一般社団法人現代舞踊協会研究部書記、なかの洋舞連盟事務局長

稲田 奈緒美 舞踊評論家 桜井 多佳子 舞踊評論家

(演劇分野)

新井 浩介 演技集団朗主宰、日本児童・青少年演劇劇団協同組合理事

井上 桂 水戸芸術館演劇部門コーディネーター

大島 秀夫 元株式会社銀河劇場代表取締役

柴田 英杞 公益社団法人全国公立文化施設協会事務局参与・アドバイザー、

出雲市芸術文化振興アドバイザー

中山 夏織 NPO 法人シアタープランニングネットワーク代表、

公益社団法人国際演劇協会理事、プロデューサー・翻訳

和田 喜夫 一般社団法人日本演出者協会理事長

(伝統芸能・大衆芸能分野)

太田 博 ジャーナリスト

金子 直樹 評論家

齊藤 裕嗣 独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所無形文化遺産部

客員研究員

※音楽分野の前和男プログラムディレクターは平成27年7月30日に逝去

4. 関係法令

○独立行政法人日本芸術文化振興会法(抄)(平成14年法律第163号)

(振興会の目的)

第三条 独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能(第十四条第一項において「伝統芸能」という。)の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術(同項において「現代舞台芸術」という。)の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。

(業務の範囲)

- 第十四条 振興会は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。
 - 一 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。
 - イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動
 - ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の 文化の振興を目的とするもの
 - ハ イ及び口に掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の 伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又 は普及を図るための活動

二~五 (略)

六 前各号の業務に附帯する業務

2 (略)

(芸術文化振興基金)

- 第十六条 振興会は、第十四条第一項第一号の業務及びこれに附帯する業務(以下この条において「助成業務」という。)に必要な経費の財源をその運用によって得るために芸術文化振興基金(以下「基金」という。)を設け、附則第二条第十項の規定により政府から出資があったものとされた金額及び同条第十一項の規定により政府以外の者から出えんがあったものとされた金額並びに第五条第二項後段の規定により政府が示した金額及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。
- 2 通則法第四十七条及び第六十七条(第七号に係る部分に限る。)の規定は、基金の運用について準用 する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補て んの契約があるもの」と読み替えるものとする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十四条第一項第一号の規定により振興会が支給する資金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会の理事長」と、同法第二条第一項(第二号を除く。)及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会の事業年度」と読み替えるものとする。

○独立行政法人日本芸術文化振興会業務方法書(抄)(平成15年10月1日文部科学大臣認可)

(助成金の交付)

- 第三条 振興会は、芸術その他の文化の振興又は普及を図るための次の活動に対し、助成金を交付する。
 - 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動で次に掲げるもの
 - イ 現代舞台芸術の公演、伝統芸能の公開その他の活動
 - ロ 美術の展示、映像芸術の創造その他の活動
 - ハ 異なる芸術の分野の芸術家又は芸術に関する団体が共同して行う活動、特定の芸術の分野に分類 することが困難な活動その他の上記イ及びロ以外の活動
 - 二 地域の文化の振興を目的として行う活動で次に掲げるもの
 - イ 文化会館、美術館その他の地域の文化施設において行う公演、展示その他の活動
 - ロ 伝統的建造物群、遺跡、民俗芸能その他の文化財を保存し、又は活用する活動
 - 三 前二号のほか、文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動で次に掲げるもの イ アマチュア、青少年等の文化団体が行う公演、展示その他の活動
 - ロ 文化財である工芸技術又は文化財の保存技術の復元、伝承その他文化財を保存する活動

(運営委員会)

- 第四条 前条の助成金の交付を適正に行うため、振興会に芸術文化振興基金運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
- 2 振興会は、前条の規定により助成金を交付しようとする場合には、あらかじめ、交付対象の採択について運営委員会の議を経るものとする。
- 3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて振興会の助成金の交付に係る業務に 関し、運営方針その他重要な事項について調査審議する。
- 4 前各項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(交付要綱)

第五条 前二条に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項については、別に交付要綱を定める。

(その他の援助)

- 第六条 振興会は、第三条の助成金の交付のほか、同条各号に掲げる活動に対し、その他必要な援助を行う。
- 2 前項の業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

5. 日本芸術文化振興会の助成事業の概要

(1)芸術文化振興基金による助成(平成2年度~)

① 目的

すべての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の 強化を図る観点から、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動、その 他の文化の振興又は普及を図る活動に対する援助を継続的・安定的に行う。

2	助成対象活動
<u>_</u>	91/1/X/1 3/1 1 3/1

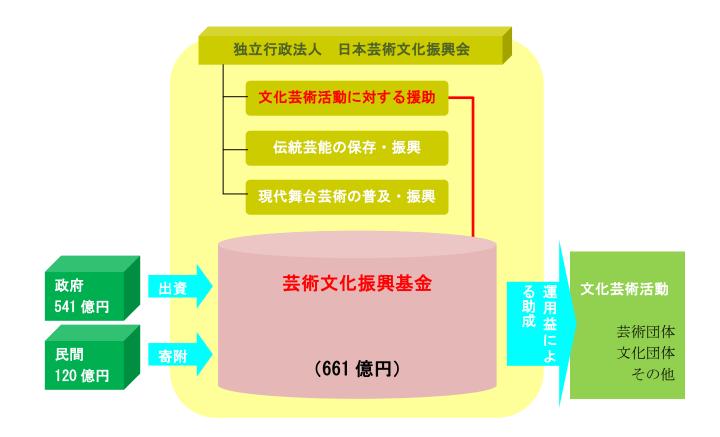
	助成対象活動
4	▶芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造・普及活動
	□ オーケストラ、オペラ、室内楽、合唱、バレエ、現代舞踊、演劇等舞台芸術の公演活動
	□ 文楽、歌舞伎、能楽、邦楽、邦舞等の伝統芸能の公開活動
	□ 落語、講談、浪曲、漫才、奇術等大衆芸能の公演活動
	□ 美術の展示活動
	□ 国内映画祭等の活動
	□ 特定の芸術分野にしばられない公演・展示活動
4	▶地域の文化振興を目的として行う活動
	□ 文化会館、美術館等の地域の文化施設において行う公演、展示その他の活動
	□ 歴史的集落・町並み、文化的景観の保存・活用に直接資するセミナー等の催し物、資料収集・作成、
	普及啓発による保存活用活動
	□ 民俗文化財の公開、広域的な交流、復活・復元による伝承、記録作成による保存活用等の活動
4	▶文化に関する団体が行う文化の振興、普及活動
	□ アマチュア等の文化団体が行う公演、展示その他の文化活動
	□ 伝統工芸技術、文化財保存技術の保存伝承、公開活用、記録作成による保存活用活動、衰退した伝
	統工芸技術の復元活動

③ 平成26年度助成額

1, 133百万円

④ 芸術文化振興基金の仕組み

661億円(政府出資541億円・民間出えん金120億円)の運用益により助成



(2) 文化芸術振興費補助金による助成(平成21年度~)

① 目的

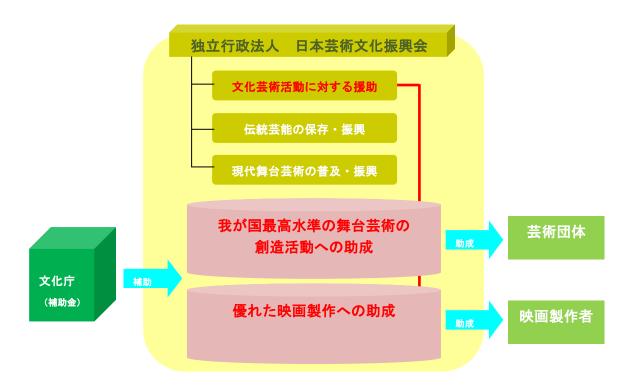
国からの文化芸術振興費補助金を財源として、我が国の舞台芸術の水準を向上させる牽引力となっているトップレベルの芸術創造活動や優れた日本映画の製作活動を助成。

補助金を財源とした助成事業は平成21年度より実施しており、平成21~22年度は「芸術創造活動特別推進事業」を実施、平成23年度より事業が「トップレベルの舞台芸術創造事業」及び「映画創造活動支援事業」に変更となっている。

② 助成対象活動

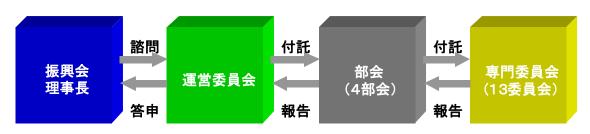
- ◆トップレベルの芸術団体が行う舞台芸術活動
 - □ 音楽・・・・オーケストラ、オペラ、室内楽、合唱等
 - □ 舞踊・・・・バレエ、現代舞踊、民族舞踊等
 - □ 演劇・・・・現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル等
 - □ 伝統芸能・・ 古典演劇(歌舞伎、人形浄瑠璃、能楽等)、邦楽、邦舞、雅楽、声明等
 - □ 大衆芸能・・落語、講談、浪曲、漫才、奇術、太神楽等の公演活動
 - ※ 支援の形態には、活動毎に助成を行う公演単位支援型と、複数の公演を一括して助成する年間活動 支援型がある

- ◆映画製作への支援
 - □ 劇映画、記録映画、アニメーション映画製作
- ③ 平成26年度助成額
 - 3, 465百万円
 - ・トップレベルの舞台芸術創造事業 3,057百万円
 - 映画創造活動支援事業
- 408百万円
- ④ 文化芸術振興費補助金の仕組み 文化庁からの補助金を財源として助成。



(3)審査の仕組み

独立行政法人日本芸術文化振興会では、芸術文化振興基金による助成金の交付を適正に行うため、芸術文化に広くかつ高い識見を有する15名以内の委員で構成する芸術文化振興基金運営委員会を設置し、そのもとに分野別の4つの部会、13の専門委員会を置き、各分野の実情及び特性に応じた審査体制をとっている。



(4)審査の方法

トップレベルの舞台芸術創造事業 平成27年度助成対象活動の専門委員会の審査方法等について (音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能の各専門委員会)

各専門委員会は、「文化芸術振興費補助金による助成金交付の基本方針」及び募集案内で定める趣旨・要件等を踏まえ、審査を付託された助成金の交付対象となる活動について、専門的立場から、以下のとおり審査の方法等について決定し、調査審議を行った。

- 1 各専門委員は、芸術団体から提出された助成金交付要望書について、それぞれの分野に係る下記の「(1)審査基準等」①②及び「(2)評価の区分」により書面審査を行う。
- 2 専門委員会における審査は、各専門委員の書面審査の結果をもとに、下記の「(1)審査基準等」①②に着目し、これらを総合的に検討の上、「採択」又は「不採択」のいずれかの評定を行う。ただし、年間活動支援型の審査の際にはそれらのほかに「(1)審査基準等」③を加えて行うものとする。
- 3 演劇専門委員については、応募件数が多いことから、二つの分科会を設け、第1分科会において補助金による助成 事業についての審査を行う。

(1)審査基準等

審査は、芸術団体から提出された助成金交付要望書について以下の点に特に留意し、助成金交付要望書・ 団体概要などを総合的に評価して行う。

① 事業の趣旨

我が国の舞台芸術の水準を向上させる牽引力となっているトップレベルの芸術団体が国内で実施する舞台芸術の創造活動を助成する。

- ② 審查基準(公演単位支援型、年間活動支援型共通)
 - i 団体に対する評価
 - ア 芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等に高い専門性が認められること
 - イ 芸術団体の運営及び組織の財務・会計が適正かつ透明であること(公認会計士、税理士等から外部監査を受ける体制であること)
 - ウ 芸術団体が普及、教育など様々な面において社会に波及効果を及ぼすことが期待できるも のであること
 - ii 公演計画に対する評価
 - ア 我が国の芸術水準向上の直接的な牽引力となることが期待できる公演計画であること
 - イ 公演の趣旨、目的等が明確であり、かつ企画内容が優れていること
 - ウ 当該公演が過去の実績に照らして高い芸術水準において実現可能であること
 - エ (音楽専門委員会) 新たな創造活動 (新作、新演出等) や優れた作品の再演などレパート リーの充実を図る等の意欲的な公演計画であること

(舞踊専門委員会) 新たな創造活動 (新作、新演出、新振付等) や優れた作品の再演など

レパートリーの充実を図る等の意欲的な公演計画であること

(演劇専門委員会)新たな創造活動(新作、新演出、翻訳初演等)や優れた作品の再演など公演内容の充実を図る等の意欲的な計画であること

(伝統芸能・大衆芸能専門委員会)優れた作品の再演や新たな創造活動(新作、新演出等)などレパートリーの充実を図る等の意欲的な公演計画であること

- オ 公演等の対象 (観客等) が社会的に開かれたものであり、観客の増加や育成に努めている こと
- カ 予算積算等が適切であること
- キ 助成の緊要度についても認められること

③ 審査基準(年間活動支援型)

ア (音楽、舞踊、伝統芸能・大衆芸能専門委員会) 今後の活動方針及び活動計画に高度な企画性、創造性及び発展性又は基礎となるべき伝統性が認められること

(演劇専門委員会) 今後の活動方針及び活動計画に高度な企画性、創造性及び発展性が認められること

イ 相当程度の規模と水準を有する構成員を擁し、相当規模以上の公演活動等を継続的に実施 しうる芸術団体であること

(2) 評価の区分

評価区分	内	容
A	是非とも助成すべきである	
В	助成することが望ましい	
С	助成しても差し支えない	
D	助成する必要性が乏しい	

平成27年度助成対象活動の専門委員会の審査方法等について 芸術文化振興基金 舞台芸術等創造普及活動 (音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能の各専門委員会)

各専門委員会は、「芸術文化振興基金助成金交付の基本方針」及び募集案内で定める趣旨・要件等を踏まえ、審査を付託された助成金の交付対象となる活動について、専門的立場から、以下のとおり審査の方法等について決定し、調査審議を行った。

- 1 各専門委員は、芸術団体等から提出された助成金交付要望書について、それぞれの分野に係る下記の「(1)審査 基準等」及び「(2)評価の区分」により書面審査を行う。
- 2 専門委員会における審査は、各専門委員の書面審査の結果をもとに、下記の「(1)審査基準等」に着目し、これらを総合的に検討の上、「採択」又は「不採択」のいずれかの評定を行う。
- 3 演劇専門委員会については、応募件数が多いことから、二つの分科会を設け、第2分科会において基金による助成 事業についての審査を行う。

(1)審査基準等

審査は、芸術団体から提出された助成金交付要望書について以下の点に特に留意し、助成金交付要望書・団体概要などを総合的に評価して行う。

① 事業の趣旨

国民が広く多彩な芸術に親しむ環境の醸成に資する公演を支援する。

② 審査基準

- ア 活動の目的及び内容が優れていること
- イ 活動内容が具体的であること
- ウ 活動が社会的に開かれたものであること
- エ 観客層拡充等に努力を行っていること
- オ 今後の発展性に期待が持てること
- カ 予算積算等が適切であること
- キ 活動内容が当該団体等の過去の実績等から推測して実現可能であること
- ク 芸術団体の運営及び経理が適正であること
- ケ 助成の緊要度が高い活動であること

(2) 評価の区分

評価区分	内 容
A	是非とも助成すべきである
В	助成することが望ましい
С	助成しても差し支えない
D	助成する必要性が乏しい

(5) 審査委員名簿 (平成27年度助成対象活動の審査に係るもの)

〇 運営委員会

昭和音楽大学教授・同大学院音楽研究科長、東京藝術大学名誉 委員長 根木 昭

教授、長岡技術科学大学名誉教授

元独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館館長、 委員長代理 三 輪

嘉六 元日本大学教授

> 植田 克 己 東京藝術大学音楽学部教授 神 山 彰 明治大学文学部教授

見 城 美枝子 青森大学副学長

公益財団法人文化財建造物保存技術協会理事長、独立行政法人 佐々木 正 峰

国立科学博物館顧問

佐 藤 友美子 追手門学院大学地域創造学部教授 新藤次郎 株式会社近代映画協会代表取締役

堤 **剛** チェリスト、日本藝術院会員、サントリーホール館長

三浦 雅士 日本藝術院会員、文芸評論家 水谷内 助 義 有限会社劇団青年座取締役相談役

三 林 京 子 俳優、落語家、大阪芸術大学短期大学部教授

みなもとごろう 演劇評論家、日本女子大学名誉教授

雪 山 行 二 富山県立近代美術館館長

日本大学名誉教授・同大学院芸術学研究科講師、北京電影学院 横川真顯

客座教授

〇部 会

舞台芸術等部会(11名)

部会長 水谷内 助 義 (運営委員会運営委員)

部会長代理 雪 山 行 二 (運営委員会運営委員)

> 克 己 (運営委員会運営委員) 植田 三浦 雅士 (運営委員会運営委員) 髙 橋 浩 子 (音楽専門委員会主査)

> 尼ヶ崎 彬 (舞踊専門委員会主査)

西川信廣 (演劇専門委員会第1分科会主査) 福島 明夫 (演劇専門委員会第2分科会主査) 天 野 文 雄 (伝統芸能・大衆芸能専門委員会主査)

山 梨 絵美子 (美術専門委員会主査)

児 玉 信 (多分野共同等専門委員会主査)

映像芸術部会(6名)

横川真顯 (運営委員会運営委員) 部会長 部会長代理 新 藤 次 郎 (運営委員会運営委員)

> 佐々木 史朗 (劇映画専門委員会主査) 恩田 泰子 (記録映画専門委員会主査)

布山 タルト (アニメーション映画専門委員会主査)

(国内映画祭等専門委員会主査) 桝 井 省 志

地域文化 文化団体活動部会(4名)

部会長 (運営委員会運営委員) 佐 藤 友美子 部会長代理 見 城 美枝子 (運営委員会運営委員)

> 大橋 敏博 (地域文化活動専門委員会主査) 枝川 明敬 (文化団体活動専門委員会主査)

文化財部会(3名)

(運営委員会運営委員) 部会長 佐々木 正 峰 部会長代理 三 輪 嘉 六 (運営委員会運営委員)

> (文化財保存活用専門委員会主査) 高山 茂

〇専門委員会

音楽専門委員会(10名) 舞踊専門委員会(10名)

演劇専門委員会 第1分科会(8名)

演劇専門委員会 第2分科会(8名)

伊東 信宏

○加納 民夫 ◎髙橋浩子 東條 碩 夫 新 実 徳 英 沼野 雄司 堀内 修 前 澤 均 水 野 みか子 雅彦

悠

阿部 さとみ ◎ 尼ヶ崎 彬 猪崎弥生

〇上野 房子 揖 屋 之 新藤 弘子 杉山千鶴 長野 由紀 堀 内 充 本多実男

今 村 修 大 島 幸 久 河 野 孝 戸塚 成 畑 律 江

◎西川信廣 藤 池 俊 ○渡辺 弘

大久保 充 代 小玉 祥子 徳 永 京 子 永 井 聡 子 花 輪 充 ◎福島明夫 藤崎周平

〇松 井 憲太郎

伝統芸能 · 大衆芸能 専門委員会(10名)

◎ 天 野 文 雄 今 岡 謙太郎 小田 幸子 児 玉 信 竹 本 幹夫 〇長井 好弘 布 目 英 一 英俊 平 野 宮 辻 政 夫

美術専門委員会(7名)

内田 篤呉 岡部 あおみ 串 山 久美子 野 地 耕一郎 ○水沢 勉 柳沢秀行

◎ 山 梨 絵美子

多分野共同等 専門委員会(10名)

上 野 房子 串 山 久美子 ◎ 児 玉 信 長野 由紀 布 目 英 一 沼 野 雄 司 ○藤崎周平 松 井 憲太郎

> 柳沢秀行 雅彦

悠

地域文化活動 専門委員会(9名)

◎ 大 橋 敏 博 荻 田 清 田窪桜子 坂 東 亜矢子 藤原惠洋 舩木 篤 也 松本 玲 子 〇本杉 省 守山 実花

文化団体活動 専門委員会(9名)

茂手木 潔 子

上 田 順 ◎枝川 明敬 1 周 典子 崎 谷 康 文

石川 健次

○ 志賀野 桂一 菘 あつこ 竹本義明 能祖將夫

文化財保存活用 専門委員会(7名)

池 邊 このみ 神野 善治 佐野 賢治

○桑山俊道 ◎高山 茂 坪 井 則 子 藤川昌樹

劇映画専門委員会 (7名)

朣

勝田友巳 ○加藤正人 紅野 謙介 ◎ 佐々木 史 朗 筒 井 武 文 中山治美

萩尾

記録映画 専門委員会(6名)

〇大前 和美 ◎恩田泰子 須山 玲子 西 村 隆 原田 健一 矢 島

アニメーション映画 専門委員会(6名)

杉 野 左秩子 野村 辰寿

- 〇氷川 竜 介
- ◎ 布 山 タルト 松下 俊 也 横田正夫

映画祭等専門委員会 (6名)

板倉 史 明 岩崎 ゆう子 大 高 宏 雄 北川 れい子

- ○坂野ゆか
- ◎桝井省志

◎主査 ○主査代理 (五十音順)



表 助成対象活動の応募件数、交付件数及び助成金額の推移

| | 文元表
明及以斯
本 | i
i |

 | | 振興活動

 | ·
·
·
·
·
·
·
·
·
·
·
·
·
· | | | | | | |
 | | | | | | | 芸術創造
普及活動 |
 | | | | | | | |
 |
|--------|--|--
--
--
--|-----------
--
--
--|---|---
--	---	---	---	--	--	---
---	--	---------------	---			
		٦				

 | 民俗文 |

 | | | 善
英
人 |
 | | | | 映画の | 国内贸 | 多分野 | | 先駆的
 | 美術の | 伝統芸 | | | | 現代舞 | |
 |
| 小 計 | -芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動 | - ュア等の文化団体活動 | 가
라

 | 化財の保存活用活動 |]集落・町並み・文化的景観保存活用活動

 | 美術館等展示活動 | 文化会館公演活動 | (化施設公演・展示活動 | 小計
 | アニメーション映画 | 記錄映画 | 劇映画 | 製作活動 | 、画祭等の活動 | ·共同等芸術創造活動 |)国際交流活動 |]·実験的芸術創造活動
 | 創造普及活動 | 熊の公開活動 | 演劇 | 観載 | 音楽 | 台芸術創造普及活動 | 助成対象分野 |
 |
| 5, 528 | 289 | 5, 239 | 5, 404

 | 567 | 248

 | 1, 678 | 2, 911 | 4, 589 | 18, 310
 | 124 | 412 | 858 | 1, 394 | _ | 72 | 664 | 3, 536
 | 1, 033 | 1, 237 | 5, 693 | 1, 585 | 3, 096 | 10, 374 | 応募件数 | 书
 |
| 3, 372 | 214 | 3, 158 | 3, 585

 | 426 | 209

 | 1, 112 | 1, 838 | 2, 950 | 7, 086
 | 41 | 107 | 194 | 342 | ı | 18 | 305 | 1, 377
 | 472 | 628 | 2, 012 | 643 | 1, 289 | 3, 944 | | 平成2~20年度
 |
| 3, 710 | 821 | 2, 890 | 5, 131

 | 440 | 582

 | 1, 878 | 2, 233 | 4, 110 | 25, 275
 | 320 | 583 | 3, 875 | 4, 775 | - | 33 | 1, 524 | 1, 907
 | 649 | 1, 753 | 6, 292 | 1, 374 | 6, 975 | 14, 634 | | , m
 |
| 269 | 14 | 255 | 328

 | 35 | 12

 | 115 | 166 | 281 | 1, 238
 | ı | ı | ı | ı | 77 | 75 | - | -
 | 34 | 96 | 585 | 138 | 233 | 956 | 件数 | 4
 |
| 129 | 10 | 119 | 194

 | 19 | 9

 | 71 | 95 | 166 | 338
 | ı | ı | ı | 1 | 44 | 18 | | _
 | 11 | 40 | 131 | 49 | 45 | 225 | | 平成21年度
 |
| 110 | 19 | 90 | 252

 | 13 | 7

 | 128 | 104 | 232 | 843
 | | ı | ı | ı | 176 | 21 | - | -
 | 12 | 64 | 327 | 74 | 170 | 571 | |
 |
| 272 | 14 | 258 | 332

 | 27 | 9

 | 119 | 177 | 296 | 1,257
 | - | | | | 86 | 72 | | 1
 | 38 | 114 | 568 | 158 | 221 | 947 | | #
 |
| 148 | = | 137 | 233

 | 22 | 00

 | 76 | 127 | 203 | 423
 | ı | ı | ı | ı | 58 | 22 | ı | ı
 | 17 | 66 | 154 | 46 | 60 | 260 | | 平成22年度
 |
| 130 | 23 | 107 | 333

 | 16 | 9

 | 152 | 156 | 308 | 1, 003
 | | | | | 169 | 25 | 1 | -
 | 24 | 90 | 385 | 85 | 225 | 695 | |
 |
| 286 | 17 | 269 | 377

 | 29 | 14

 | 135 | 199 | 334 | 1,259
 | | | | | 104 | 72 | | 1
 | 38 | 130 | 558 | 133 | 224 | 915 | | #
 |
| 151 | 14 | 137 | 259

 | 23 | 12

 | 86 | 138 | 224 | 404
 | - 1 | ı | ı | ı | 57 | 20 | -1 | ı
 | 16 | 64 | 152 | 42 | 53 | 247 | | 平成23年度
 |
| 133 | 28 | 105 | 345

 | 17 | ==

 | 156 | 162 | 318 | 945
 | - 1 | | | | 138 | 21 | 1 | -
 | 17 | 90 | 370 | 85 | 224 | 680 | |
 |
| 276 | 13 | 263 | 403

 | 38 | =

 | 138 | 216 | 354 | 966
 | ı | ı | ı | 1 | 91 | 75 | ı | -
 | 32 | 90 | 440 | 109 | 129 | 678 | | - 4
 |
| 136 | 10 | 126 | 238

 | 27 | 9

 | 74 | 128 | 202 | 371
 | | ı | ı | ı | 51 | 19 | - | -
 | 12 | 48 | 151 | 44 | 46 | 241 | | 平成24年度
 |
| 105 | 19 | 87 | 316

 | 19 | 10

 | 148 | 139 | 287 | 845
 | - | | | | 120 | 22 | |
 | 17 | 60 | 369 | 77 | 180 | 626 | |
 |
| 278 | 13 | 265 | 406

 | 34 | =

 | 147 | 214 | 361 | 860
 | ı | ı | ı | ı | 83 | 63 | - | -
 | 20 | 82 | 390 | 97 | 125 | 612 | 応募件数 |
 |
| 128 | 8 | 120 | 212

 | 20 | 9

 | 79 | 104 | 183 | 346
 | ı | 1 | 1 | | 50 | 16 | - | -
 | 8 | 39 | 146 | 43 | 44 | 233 | 交付件数 | 平成25年度
 |
| 92 | 13 | 80 | 268

 | 12 | 7

 | 135 | 115 | 249 | 770
 | | | | | 113 | 20 | | -
 | 15 | 48 | 315 | 70 | 188 | 573 | 助成金額
(百万円) |
 |
| 218 | | |

 | | 16

 | | | | | | | |
 | | | | | | | |
 | 2! | 38 | | | | | 応募件数 |
 |
| | | |

 | |

 | | 11 | 18 |
 | | · | · | | | | · |
 | | | | | | | 交付件数 | 平成26年度
 |
| | | |

 | |

 | | | |
 | | | | | | | |
 | | | | | | | 助成金額(百万円) | - ~
 |
| | | |

 | |

 | | | |
 | - 12 | 41: | 851 | 1,39 | | | - 66 | 3,53
 | | _ | | | | | |
 |
| | | |

 | |

 | | | | 9,321
 | | | | | | | |
 | | | | | | | | 湘畔
 |
| 4,379 | 938 | 2 3,443 | 6,935

 | 535 | 636

 | 3 2,743 | 3,024 | 5,765 | 30,426
 | 320 | 7 583 | 3,875 | 2 4,775 | 5 791 | 165 | 1,524 | 1,907
 | 751 | 2,158 | 8,393 | 1,837 | 8,132 | 18,356 | 助成金額
(百万円) |
 |
| | 1/s at 5.528 3.372 3.710 269 129 110 272 148 130 286 151 133 276 136 105 278 | 伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動 289 214 827 14 19 14 11 23 17 14 28 13 10 19 13 8 13 16 9 15 376 小 計 5.528 3.372 3.710 269 129 110 27 148 130 286 151 133 276 136 278 128 92 218 114 99 7.127 | 于工学等の文化団体活動 5. 233 3. 158 2. 830 2.55 119 90 258 137 107 269 137 105 263 126 87 120 80 202 105 80 202 105 80 203 203 203 203 203 203 203 </td <td> </td> <td>民俗文化財の保存活用活動 567 426 440 35 19 43 27 22 16 29 23 17 38 27 19 34 20 19 20 19 29 <th< td=""><td>歴史的集集・町並み・文化的景観保存活用活動 248 209 582 12 9 9 9 9 1 12 11 9 10 11 9 7 16 12 10 32 民俗文化財の保存活用活動 567 426 440 35 19 13 27 22 16 29 23 17 38 27 19 34 20 12 40 25 18 759 日本公化財保存活用活動 5.404 3.585 5.131 328 19 45 23 333 377 259 345 403 23 316 406 212 268 386 219 209 7.636 アマチュア等の文化団体活動 5.238 3.158 2.890 255 119 90 258 137 10 269 13 10 269 13 10 269 13 10 269 13 10 269 13 10 269 13 10 10 11 9 11 9 10 3 10 9 10 3 10 9 10 3 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10</td><td>機能館等展示活動 1.678 1.112 1.878 1.112 1.12</td><td>大大会館体の演活動 2,911 1,838 2,233 166 95 104 177 127 158 159 216 95 104 177 127 159 159 189 216 139 216 139 214 104 115 211 115 404 機械部等展示活動 1.678 1.112 1.878 119 119 159 159 159 159 149</td><td>地域文化施酸公演・展示活動 4,589 2,950 4,110 281 166 232 2,050 4,10 281 1,66 232 2,050 4,10 281 1,670 2,010 1,838 2,910 4,110 281 4,050 4,05</td><td> Head Note Heath Head Note Heat Heat Heat Heat Heat Heat Heat He</td><td> The parameter The paramet</td><td> 日報機 日報機 日報機 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日</td><td> Repara Repara </td><td> Retarn Californian 1.54 3.0 4.716 3.0 4.716 3.0 4.716 3.0 4.716 3.0 4.716 3.0 4.716 3.0 4.716 3.0 3.0 4.716 3.0 3.0 4.716 3.0 3.0 4.716 3.0</td><td> Republication (1.75) Republication (1.</td><td>会分野外用甲基基格制活法 27 10 23 40</td><td> Recommendation Reco</td><td> Sequestable Sequestable </td><td> </td><td> </td><td> Ball Ball </td><td> Mail Mail </td><td> Real Policy Property Service Property Service</td><td> </td><td> No. 1 No. 2 No.</td></th<></td> | | 民俗文化財の保存活用活動 567 426 440 35 19 43 27 22 16 29 23 17 38 27 19 34 20 19 20 19 29 <th< td=""><td>歴史的集集・町並み・文化的景観保存活用活動 248 209 582 12 9 9 9 9 1 12 11 9 10 11 9 7 16 12 10 32 民俗文化財の保存活用活動 567 426 440 35 19 13 27 22 16 29 23 17 38 27 19 34 20 12 40 25 18 759 日本公化財保存活用活動 5.404 3.585 5.131 328 19 45 23 333 377 259 345 403 23 316 406 212 268 386 219 209 7.636 アマチュア等の文化団体活動 5.238 3.158 2.890 255 119 90 258 137 10 269 13 10 269 13 10 269 13 10 269 13 10 269 13 10 269 13 10 10 11 9 11 9 10 3 10 9 10 3 10 9 10 3 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10</td><td>機能館等展示活動 1.678 1.112 1.878 1.112 1.12</td><td>大大会館体の演活動 2,911 1,838 2,233 166 95 104 177 127 158 159 216 95 104 177 127 159 159 189 216 139 216 139 214 104 115 211 115 404 機械部等展示活動 1.678 1.112 1.878 119 119 159 159 159 159 149</td><td>地域文化施酸公演・展示活動 4,589 2,950 4,110 281 166 232 2,050 4,10 281 1,66 232 2,050 4,10 281 1,670 2,010 1,838 2,910 4,110 281 4,050 4,05</td><td> Head Note Heath Head Note Heat Heat Heat Heat Heat Heat Heat He</td><td> The parameter The paramet</td><td> 日報機 日報機 日報機 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日</td><td> Repara Repara </td><td> Retarn Californian 1.54 3.0 4.716 3.0 4.716 3.0 4.716 3.0 4.716 3.0 4.716 3.0 4.716 3.0 4.716 3.0 3.0 4.716 3.0 3.0 4.716 3.0 3.0 4.716 3.0</td><td> Republication (1.75) Republication (1.</td><td>会分野外用甲基基格制活法 27 10 23 40</td><td> Recommendation Reco</td><td> Sequestable Sequestable </td><td> </td><td> </td><td> Ball Ball </td><td> Mail Mail </td><td> Real Policy Property Service Property Service</td><td> </td><td> No. 1 No. 2 No.</td></th<> | 歴史的集集・町並み・文化的景観保存活用活動 248 209 582 12 9 9 9 9 1 12 11 9 10 11 9 7 16 12 10 32 民俗文化財の保存活用活動 567 426 440 35 19 13 27 22 16 29 23 17 38 27 19 34 20 12 40 25 18 759 日本公化財保存活用活動 5.404 3.585 5.131 328 19 45 23 333 377 259 345 403 23 316 406 212 268 386 219 209 7.636 アマチュア等の文化団体活動 5.238 3.158 2.890 255 119 90 258 137 10 269 13 10 269 13 10 269 13 10 269 13 10 269 13 10 269 13 10 10 11 9 11 9 10 3 10 9 10 3 10 9 10 3 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 | 機能館等展示活動 1.678 1.112 1.878 1.112 1.12 | 大大会館体の演活動 2,911 1,838 2,233 166 95 104 177 127 158 159 216 95 104 177 127 159 159 189 216 139 216 139 214 104 115 211 115 404 機械部等展示活動 1.678 1.112 1.878 119 119 159 159 159 159 149 | 地域文化施酸公演・展示活動 4,589 2,950 4,110 281 166 232 2,050 4,10 281 1,66 232 2,050 4,10 281 1,670 2,010 1,838 2,910 4,110 281 4,050 4,05 | Head Note Heath Head Note Heat Heat Heat Heat Heat Heat Heat He | The parameter The paramet | 日報機 日報機 日報機 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日 | Repara Repara | Retarn Californian 1.54 3.0 4.716 3.0 4.716 3.0 4.716 3.0 4.716 3.0 4.716 3.0 4.716 3.0 4.716 3.0 3.0 4.716 3.0 3.0 4.716 3.0 3.0 4.716 3.0 | Republication (1.75) Republication (1. | 会分野外用甲基基格制活法 27 10 23 40 | Recommendation Reco | Sequestable Sequestable | | | Ball Ball | Mail Mail | Real Policy Property Service Property Service | | No. 1 No. 2 No. |

表 助成対象活動の応募件数、交付件数及び助成金額の推移

□⊳		トップレベルの 舞台芸術創造事業 活動支援事業	助成为																																											
<u>"</u>	· 가 하	3. アニメーション映画	2. 記録映画	1. 劇映画	小 計	5. 大衆芸能	4. 伝統芸能	3. 演 劇	2. 舞 踊	1. 邮 樂	対象分野																																			
758	178	14	44	120	580	29	43	255	70	183	応募件数	15																																		
529	40	5	9	26	489	25	38	210	64	152	交付件数	平成21年度																																		
4,899	755	156	59	540	4,144	126	70	1,121	582	2,245	助成金 額 (百万円)	X4																																		
717	149	14	59 58			77	568	25	47	249	67	180	応募件数	121																																
466	50	5	18	27	416	20	34	174	55	133	応募件数 交付件数	平成22年度																																		
4,278	835		5 173	92	570	3,442	110	64	909	439	1,920	助成金 額 (百万円)	X#																																	
689	132	11	46	75	557	25	49	246	63	174	応募件数	lel																																		
446	51	5	21	25	395	20	34	163	43	135	交付件数	平成23年度																																		
4,010	531	49	92	390	3,480	99			894	417	2,009	助成金 額 (百万円)	神																																	
719	152			30	46	76	567	27	55	249	56	180	応募件数	lei																																
384	53	12	19	22	331	19	32	126	35	119	交付件数	平成24年度																																		
3,568	525	94	91	340	3,043	72	56	750	394	1,771	助成金 額 (百万円)	744																																		
587	130	18	1 48		1 48	48	1 48	1 48			48	48	48	48	48	48	48	48	48				_			_	_	91 48	_		1 48		19	48	48			64	457	20	48	191	53	145	応募件数	41
371	53	11 93 15	11 93	11 93	11 93	93	93	93	93	11 93	11 93	11 93	11 93	93	93	93	93			11	11							11	11				23	318	13	31	119	35	120	交付件数	平成25年度					
3,614	508																					65	350	3,106	87	53	743	412	1,811	助成金 額 (百万円)	PH															
552	110																			65 34												61	442	21	42	191	44	144	応募件数	151						
339	41	7	14	20	298	==	31	31				31	31	31	115	28	113	交付件数	平成26年度																											
3,465	408	27	3,0		387	1,744	助成金 額 (百万円)	7447																																						
4,022	851	102	276	473	3,171	147	284	1,381	353	1,006	応募件数																																			
2,535	288	45	100	143	2,247	108	200	907	260	772	交付件数	海 計																																		
23,834	3,562	592	455	2,515	20,272	584	360	5,197	2,631	11,500	助成金 額 (百万円)																																			

6. 日本版アーツカウンシルの試行的取組についての審議経過

平成22年2月10日

第50回文化審議会総会で「文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について」諮問 文化政策部会で検討開始

平成22年3月23日

第4回文化審議会文化政策部会で4つのワーキンググループ(WG)の設置について決定

平成22年5月12日

第5回文化審議会文化政策部会で各WGにおける意見のまとめについて報告

○舞台芸術ワーキンググループ 意見のまとめ

【概要】

- 3. 舞台芸術の振興に向けた重点施策
- (2) 専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し

舞台芸術の支援に当たっては、専門家による審査・評価の仕組み(「日本版アーツカウンシル(仮称)」)の導入 を検討する必要がある。また、分野の特性に応じた新たな支援制度を導入するなど、長期的視野に立った抜本的見直 しとともに、人材育成の強化を図る必要がある。

【本文】

- 3. 具体的施策
- (2) 専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し
- ①専門家による審査・評価の仕組み (「日本版アーツカウンシル (仮称)」) の導入
- 国の文化芸術に対する支援は、公共性を重視しつつ、文化芸術を振興するために有効に活用するという観点から審査 や事後評価を行う必要がある。
- 現在は、支援事業の審査を行う際に、支援事業ごとに文化庁や独立行政法人日本芸術文化振興会が外部の専門家に審査委員を委嘱して審査を行っているが、審査に当たっての経験やノウハウが蓄積されないという課題がある。
- このため、審査に関し、分野ごとに、現場の実情を把握し、個々の事業の選定、評価等を行う専門家(プログラムオフィサー)を配置し、専門的な審査をよりしっかりと行う仕組みの導入の検討が必要である。また、各種のデータに基づいて審査や事後評価を行う必要があり、現地調査も含め調査研究機能を強化する必要がある。
- 審査に当たっては、申請団体がその事業で設定した達成目標を見定めるとともに、事業の事後評価に当たっては、その目標に対する成果を検証し、PDCA(計画、実行、評価、改善)サイクルを確立することが必要である。
- 支援事業の審査結果については、採択の理由や採択事業により期待される効果などを公表するとともに、不採択となった申請団体に対しては、その理由を伝えるなどの透明性の確保が求められる。また、事後評価の結果は、申請団体にフィードバックするとともに、次の支援の審査に活用する必要がある。
- 以上のような観点から、海外のアーツカウンシル(文化芸術評議会)や公的文化芸術助成機関等の例も参考にしながら、新たな審査・評価の仕組み(「日本版アーツカウンシル(仮称)」)の導入について検討が必要である。この場合、例えば、まずパイロットプロジェクトとして、特定の分野についてモデル事業を試行的に行うことも考えられる。

平成22年6月7日

第51回文化審議会総会で文化政策部会における審議経過について報告

第2 文化芸術振興のための重点施策

1. 六つの重点戦略~ 「文化芸術立国」の実現を目指して~

(1) 文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本的見直し

文化芸術活動に対する支援に関しては、実質的に赤字を補填する仕組みとなっているため、自己収入の増加等のインセンティブが働かないとの問題、審査・評価体制の不十分さといった助成面の課題等多くの指摘がなされており、地方における鑑賞機会の不足、地方公共団体における文化芸術予算の削減等の現状も考慮して改善を図る必要がある。これらの現状と課題及び「新しい公共」等近時の動向を踏まえ、文化芸術活動に対する支援の在り方を抜本的に見直し、効果的な振興を図ることができるよう、以下の取組を進める。

- ◆ 専門的な審査・評価を実施し、支援策をより有効に機能させる機関として、新たに「日本版アーツカウンシル(仮称)」 の導入に向けた検討を行う。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を開始 する。
- 2. 各分野における重点施策(具体的施策)
- (1)舞台芸術分野
- ②専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し
- 舞台芸術の支援に当たっては、公益性を重視しつつ、分野ごとに現場の実情を把握し、個々の事業の選定、評価等を行う専門家(プログラムオフィサー)を配置し、専門的な審査をよりしっかりと行う、各種のデータに基づいた審査や評価を行うため、現地調査も含め調査研究機能を強化する、PDCA(計画、実行、評価、改善)サイクルを確立するといった観点から、海外のアーツカウンシル(文化芸術評議会)や公的文化芸術助成機関等の例も参考としつつ、新たな審査・評価の仕組み(「日本版アーツカウンシル(仮称)」)の導入を検討する必要がある。

平成22年6月8日~平成22年7月23日 上記報告について国民からの意見募集

平成23年1月31日

第52回文化審議会文化審議会総会で「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次)について」 を答申

第2 文化芸術振興に関する重点施策

1. 六つの重点戦略~「文化芸術立国」の実現を目指して~

重点戦略1:文化芸術活動に対する効果的な支援

文化芸術活動に対する支援の在り方について、実質的に赤字の一部を補塡する仕組みとなっているため、自己収入の増加等のインセンティブが働かないとの問題、審査・評価体制の不十分さといった助成面の課題や、鑑賞機会等の地域間格差、地方公共団体における文化芸術予算の削減等の現状、さらには「新しい公共」等近時の動向を踏まえ、これを抜本的に改善し、より適切かつ効果的な支援を図る。具体的には、文化芸術団体への助成方法を見直し、文化芸術活動への支援に係る計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルを確立することによって国としての支援策を有効に機能させるほか、民間や個人による支援と文化芸術各分野における「新しい公共」の活動を促進する。また、国・地方において核となる文化芸術拠点を充実する。

これらの取組によって、我が国の文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を整備する。

【重点的に取り組むべき施策】

◆ 文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、 事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を実施する。

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

1. 文化芸術各分野の振興

(1)芸術の振興

多様で豊かな芸術を生み出す源泉である芸術家や文化芸術団体等の自由な発想に基づく創造活動が活発に行われるようにするため、支援の在り方の抜本的見直しや新たな審査・評価等の仕組みの導入など、より効果的で戦略的な視点を加えながら次の施策を講ずる。

○ 文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事 後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。このた め、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を実施し、文化芸術活動の計画、実行、 検証、改善(PDCA) サイクルを確立する。

平成22年12月24日

独立行政法人日本芸術文化振興会に「独立行政法人日本芸術文化振興会文化芸術活動への助成に係る 審査・評価に関する調査研究会」設置

平成23年2月8日

「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次)」閣議決定

平成23年6月10日

「独立行政法人日本芸術文化振興会文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査研究会」に おいて「文化芸術活動への助成に係る審査・評価等の仕組みの在り方について(報告書)」をとりま とめ

平成23年9月20日

第3回文化審議会文化政策部会で「文化芸術への助成に係る新たな仕組みの在り方に関するワーキンググループ」設置を決定

平成23年12月14日

上記ワーキンググループにおいて「意見のまとめ」をとりまとめ

7. 日本版アーツカウンシルの試行的取組に関する評価

1. 独立行政法人日本芸術文化振興会評価委員会による評価(抄)

〇平成23年度

日本芸術文化振興会が行う様々な芸術文化活動に対する助成事業については、年間型事業支援の制度も導入され、継続的な芸術創造活動を見据えたきめ細かな助成が実施されていることを評価する。今後は、地方・地域の芸術文化活動に対する助成事業が一層広範囲に行き渡ることが望ましく、そのための広報活動を現状から更に促進させてほしい。

助成金交付事務の効率化等に関しては、23 年度は、補助金による助成のうち、音楽分野及び舞踊分野について、専門的な知識や調査研究に基づく助言、情報提供等を行うプログラムディレクター、プログラムオフィサーの配置により、従来にも増して適切な審査が行われたこと、及び助成団体との意見交換ができたことを評価する。意見交換については、公平性を保ちつつ、可能な限り日数を増やしていくことを期待する。

助成制度の重要な点は、助成金額だけではなく、それがいかに有効に使われ、効果が出たかということである。その ためにも効果検証は最も重要なことであり、検証結果を助成活動の審査に正確に反映できる体制の整備が不可欠である。 今後は、プログラムディレクター、プログラムオフィサーも活用して、審査基準を明らかにした事後評価制度と全国 的な調査制度の確立を進めてほしい。

審査については、音楽分野及び舞踊分野の審査基準が事前に公表されたことを評価し、更に他の分野への拡充を期待したい。また、審査期間について、申請受理から決定までの期間が大幅に短縮され、1ヶ月以内に審査結果が分かるようになったことは、助成団体にとって公演等の計画策定に有利な状況であり、評価する。

助成対象活動に対する調査についても、目標を大きく上回る654件の会計・公演等調査を行ったことを評価する。

〇平成24年度

日本芸術文化振興会が行う様々な文化芸術活動に対する助成事業は、安定的に適切な採択が行われ、継続的に実施されていることを評価する。今後は、各地域で行われる活動にも目配りし、東京一極集中とならぬようプログラムディレクター、プログラムオフィサーの役割を生かし、情報提供等を更に促進させてほしい。

(中略)

助成対象活動の審査・調査等については、24 年度において新たに、演劇、伝統芸能・大衆芸能分野にもプログラムディレクター、プログラムオフィサーが配置されたことを評価する。また、審査、評価、助成団体に対する助言や公演調査などの機能を強化したことにより、助成分野の偏りを防ぎ、公平性の確保につながったことを評価する。

23 年度から進められたプログラムディレクター、プログラムオフィサーの配置により複眼的に行う公演調査が定着し、 23 年度の実績を大幅に上回ったことを評価する。今後は、より客観性と透明性を確保するために、公演調査の審査基準 を明示するとともに、集積した成果を助成決定の審査に具体的に生かせる仕組みを構築することが望ましい。

〇平成25年度

日本芸術文化振興会が行う様々な文化芸術活動に対する助成事業については、年度開始前に募集・審査が進み、適切に採択が行われ、順調に実施されていることを評価する。さらに審査方法等の情報公開や地方での募集説明会の開催など、助成対象活動の募集等においても積極的な取組が実施されていることを評価する。

(中略)

助成対象活動の審査については、23年度から進められたプログラムディレクター、プログラムオフィサーの配置が効

果を上げている。一部の分野について事後評価を試行的に導入したことや、文化芸術振興費補助金に加え、芸術文化振 興基金による助成の舞台芸術分野についても審査基準を事前に公表したことは、助成の公共性と透明性を確保し、さら に助成対象活動の内容の充実につながるものとして評価する。今後は審査基準を事前公表する分野の拡大を検討してほ しい。

また、助成対象活動に対する公演等調査が目標数値を 565 件も上回る実績を上げたことを評価する。助成対象活動に対する調査や点検・評価は必要不可欠であり、助成対象団体が公正かつ効果的に制度を活用しているか検証することは重要である。さらにこの公演等調査に客観性と透明性を与えるため、公演等調査の判断基準を明示することが必要ではないか。

〇平成26年度

様々な分野で多様な取組をしている人たちを応援し、育成することに資する助成事業について、年度計画に見合った 助成が行われるとともに、<u>審査基準を事前公表する分野を舞台芸術分野以外にも拡大したことを評価する。公表されていない分野についても、逐次、審査基準の事前公表を進めてほしい。</u>

プログラムディレクター、プログラムオフィサーによる事後評価の実施や助成対象団体との意見交換等の取組を通じて、援助を受ける側の理解も深まり、事業そのものの質的水準が向上していることを評価する。事後評価結果の助成対象団体への的確な伝達を引き続きお願いしたい。また、日本版アーツカウンシルの本格実施に向けて PDCA サイクルの確立を図るため、プログラムディレクター、プログラムオフィサーの在り方や助成の充実について、文化庁と一体となって検討してほしい。

助成対象活動の調査については、公演等調査、会計調査とも目標件数を大きく上回ったことを評価する。引き続き効率的な調査となるよう工夫を図りながら、調査結果が助成事業に十分に反映されるようにしてほしい。

(中略)

助成事業を周知させるための広報活動として、ホームページについてはアクセス件数が目標値を大幅に上回るとともに、助成対象活動の内容や応募手続きに関する新たな動画を作成したことを評価する。また、団体の個別の関心事項にきめ細かく対応する「応募相談会」を新たに全国7箇所で実施したことを評価する。今後とも利用者の利便性の向上を目指して、ホームページの表示項目の見直しや、相談会の開催の仕方及び場所の選定についての改善を望みたい。

2. 文部科学省独立行政法人評価委員会による評価

〇平成23年度

[項目別評価]

(大項目) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置(評定A)

(中項目) 文化芸術活動に対する援助 (評定A)

(小項目) 助成金の交付(評定A)

○プログラムディレクター、プログラムオフィサーの配置による具体的成果は未だ明らかではないものの、チェック体制の整備は進められていると認められる。

(中略)

○今後は成果の追跡・検証を行うとともに、評価基準の明確化やチェック体制の整備を図り、助成対象の質の向上に努められたい。

〇平成24年度

[全体評価]

- ①評価結果の総括
- ・文化芸術活動に対する援助については、新たに演劇部門、伝統芸能・大衆芸能部門にプログラムディレクター、プログラムオフィサーが配置されたことは評価できる。
- ②平成24年度の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策(改善のポイント)
- (1) 事業計画に関する事項
- ・<u>助成事業については、今後、プログラムディレクター、プログラムオフィサーの配置による効果を明らかにし、広く</u> 国民に周知していくことが必要である。

「項目別評価」

(大項目) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置(評定A)

(中項目) 文化芸術活動に対する援助 (評定A)

(小項目) 助成金の交付(評定A)

- ○文化芸術活動に対する助成事業をより効果的なものとするため、プログラムディレクター及びプログラムオフィサーによる新しい審査・評価方法を平成23年度から導入し、平成24年度からは、演劇分野及び伝統芸能・大衆芸能分野にも拡大し、助成に関する審査・評価等の機能の強化を図ったことは評価したい。
- ○プログラムディレクター及びプログラムオフィサーを配置する等、助成対象事業に係る PDCA サイクルは強化されつ つあるが、助成の目的に対し想定した効果が得られたかは、資料からは判断できない。いまだ、その成果が現状をど う変えるか見えてこないことから、今後は、その効果を明らかにし、広く国民に周知していくことが必要である。

〇平成25年度

[全体評価]

- ①評価結果の総括
- ・助成事業に関しては、プログラムディレクター (PD)、プログラムオフィサー (PO)の試行的実施を評価する。 ただし今後は、PD、POの成果を明らかにしつつ、本格実施に向けて、試行の成果を踏まえた体制の整備が望まれる。

[項目別評価]

(大項目) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置(評定A)

(中項目) 文化芸術活動に対する援助 (評定A)

(小項目) 助成金の交付(評定A)

- ○試行的に導入している PD・PO に期待する効果は、助成対象活動の質の向上である。そのためには、PD・PO を配置するにとどまらず、今後はその専門性を高め、業務の高度化を図ることも必要である。
- ○また、PD、PO の専門的な知識に基づく調査、助言の結果がどのようなものであったのか、明らかにされたい。

文化芸術活動への助成制度及び日本版アーツカウンシル(試行)に関するアンケート調査集計結果

平成27年1月

独立行政法人日本芸術文化振興会基金部

今回のアンケートは、平成 27 年度助成対象活動に応募した文化芸術団体等に任意の協力を求めて実施した。

アンケートには応募した助成対象分野についても記入を求めたところ、集計の結果、協力が得られたのは基金による助成に応募した団体のうち 880 団体、補助金による助成に応募した団体のうち 184 団体であった。

基金による助成については、1,113 団体から1,292 活動、補助金による助成については、243 団体から 509 活動の応募があったため、本アンケートに対しては、基金による助成の応募団体の 78%の協力が得られたことになる。

しかし、回答内容を精査したところ、基金による助成に応募しているにも関わらず、補助金による助成に応募していると回答したと思われる団体や、基金による助成の「地域文化施設公演・展示活動」に応募しているが、音楽の公演であったために、応募分野を「現代舞台芸術創造普及活動」の「音楽」と回答したと思われる団体等が見られた。

したがって、助成金の種類別、分野別の集計値については正確な値が出ないと思われるため、本資料では全体集計のみを掲載した。

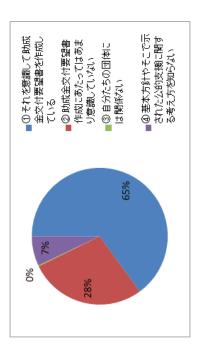
.

※ 問1(1)(2)については省略

2. 文化芸術への公的支援について

(3)文化芸術への公的支援に関する考え方を「社会的費用」から「社会的必要性に基づく戦略的な投資」と 捉え直したこと(「第3次基本方針」第12(2)①参照)についてどう思いますか?(回答はひとつ)

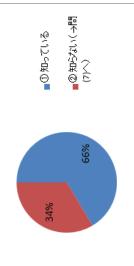
	実数	構成比
① それを意識して助成金交付要望書を作成している	681	65.1%
② 助成金交付要望書作成にあたってはあまり意識していない	290	27.7%
③ 自分たちの団体には関係ない	2	0.2%
④ 基本方針やそこで示された公的支援に関する考え方を知らない。	73	7.0%



3. 振興会の取り組みについて

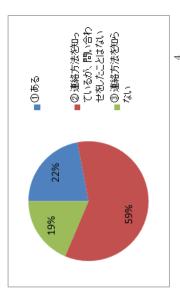
(4) 振興会において平成23年度以降に取り組んでいる一部の分野(※)におけるプログラム・ディレクター、 プログラム・オフィサーの配置についてご存知ですか?(回答は一つ)

33.6%	103	② 知らない(→間(7)~)
66.4%	204	① 知っている
構成比	実数	



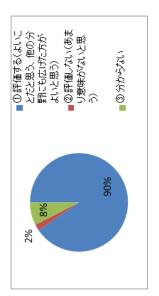
(5)(4)で「知っている」と回答した方に伺います。プログラム・ディレクター、プログラム・オフィサーは助成対象団体に対する助言も行っていますが、貴団体から積極的に問い合わせを行ったことがありますか? (回答はひとつ)

	実数	構成比
① ある	97	22.0%
② 連絡方法を知っているが、問い合わせをしたことはない	261	59.3%
③ 連絡方法を知らない	82	18.6%



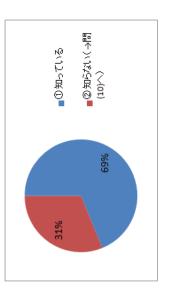
(6) (4)で「知っている」と回答した方に伺います。 プログラム・ディレクター、プログラム・オフィサーを配置していることについて、どうお考えですか?(回答はひとつ)

	実数	構成比
① 評価する(よいことだと思う、他の分野にも広げた方がよいと思う)	131	%E'06
② 評価しない(あまり意味がないと思う)	3	2.1%
③ 分からない	11	%9°L



(7) 振興会において取り組んでいる助成対象活動に関する審査基準の公開についてご存知ですか?(回答はひとつ)

	実数	構成比
① 知っている	726	%8.89
② 知らない(→間(10)ヘ)	329	31.2%



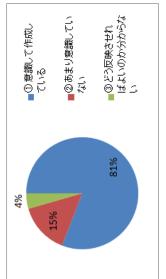
(8) (7)で「知っている」と回答されたかに伺います。審査基準を事前に公開していることについて、どうお考えですか?(回答はひとつ)

	実数	構成比	
① 評価する(よいことだと思う、他の分野にも広げた方がよいと思う)	675	93.8%	
② 評価しない(あまり意味がないと思う)	15	2.1%	
③ 分からない	30	4.2%	

■ ①評価する(よい ことだと思う、他の 分割でも広げた方 がよいと思う) ■ ②評価/ない(あ まり意味がないと 思う)	■ ③ 分かうねい
2% 4%	94%

(9)(7)で「知っている」と回答された方に伺います。審査基準を意識して助成金交付要望書を作成していますか?(「本活動の企画意図」の欄の記述など)(回答はひとつ)

	実数	構成比
① 意識して作成している	579	80.9%
② あまり意識していない	105	14.7%
③ どう反映させればよいのか分からない	32	4.5%

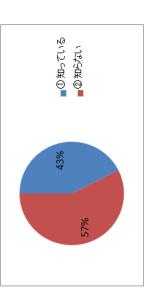


10

9

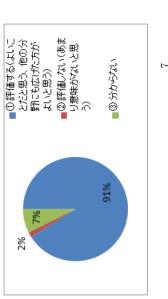
(10) 振興会において取り組んでいる一部の分野における助成対象活動に対する事後評価の実施についてご存知ですか?(回答はひとつ)

	実数	構成比
① 知っている	451	42.6%
② 知らない	209	57.4%



(11) (10)で「知っている」と回答された方に伺います。事後評価を実施していることについて、どうお考えですか?(回答はひとつ)

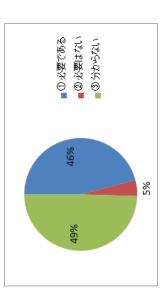
	実数	構成比
① 評価する(よいことだと思う、他の分野にも広げた方がよいと思う)	407	91.1%
② 評価しない(あまり意味がないと思う)	7	1.6%
③ 分からない	33	7.4%



4. 試行的取組について

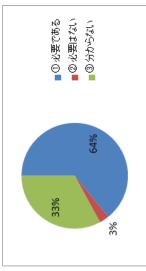
(12) 日本版アーツカウンシル導入のために、一部の分野以外の基金による助成に係る活動や映画製作についても、プログラム・ディレクター等を配置するような試行的取組について、今後必要であると思いますか?(回答はーつ)

	実数	構成比
 必要である 	485	45.9%
②必要はない	48	4.5%
③ 分からない	523	49.5%



(13) 日本版アーツカウンシル導入のために、一部の分野以外の基金による助成に係る活動や映画製作についても、事前に審査基準を公表するような試行的取組について、今後必要であると思いますか? (回答はひとつ)

	実数	構成比
 必要である 	9/9	64.1%
②必要はない	31	2.9%
③ 分からない	347	32.9%

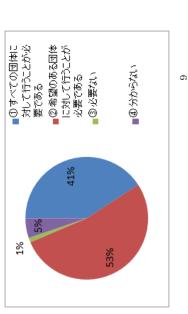


(14) 日本版アーツカウンシル導入のために、基金による助成に係る活動や映画製作についても、事後評価を導入するような試行的取組について、今後必要であると思いますか?(回答はひとつ)

	実数	構成比
 必要である 	651	62.1%
②必要はない	27	2.6%
③ 分からない	370	35.3%
35%	■ ● ◎ ※ ※ 次	①必要である ②必要はない ◎分からない
%5		

(15) 日本版アーツカウンシル導入のために、審査結果のうち不採択の理由を当該団体に対して文書により報告するような試行的取組について、今後必要であると思いますか?(回答はひとつ)

	実数	構成比
① すべての団体に対して行うことが必要である	432	40.8%
② 希望のある団体に対して行うことが必要である	258	52.7%
③ 必要ない	13	1.2%
④ 分からない	55	5.2%



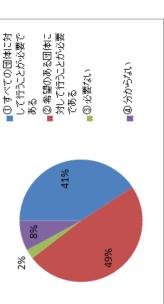
(16) 日本版アーツカウンシル導入のために、審査結果のうち採択理由を公表するような試行的取組について、今後必要であると思いますか?(回答はひとつ)

		実数	構工
	① 探択されたものすべてについて行うことが必要である	534	50.4%
	② 採択されたもののうち公表に同意したものについて行うことが必要である	430	40.6%
	③ 必要ない	17	1.6%
1	④ 分からない	62	7.5%

■ ①採択されたものすべ てについて行うことが必 要である	② 抹状されたもののうち公表に同意したものについて行うことが必要である。③ 必要ない	■ ⊕ 5725-5721.)
2% 7%	50%	

て文書により報告するような試行的取組について、今後必要であると思いますか?(現在は、口頭で伝 (17) 日本版アーツカウンシル導入のために、助成対象活動に対する事後評価の結果を当該団体に対し 達しています。)(回答はひとつ)

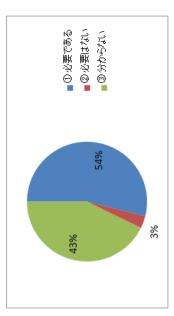
	実数	構成比
① すべての団体に対して行うことが必要である	431	40.8%
② 希望のある団体に対して行うことが必要である	515	48.7%
③ 必要ない	27	2.6%
④ 分からない	84	7.9%



■ ① すべての団体に対 して行うことが必要で ある ■ ② 希望のある団体に 対して行うことが必要 である ■ ③ 必要ない	■●分からない
2% 8% 41%	49%

(18) 日本版アーツカウンシル導入のために、助成制度や芸術団体の活動に関する様々な情報の収集・提 供をするような試行的取組について、今後必要であると思いますか?(回答はひとつ)

	実数	構成比
(1) 必要である	268	53.9%
②必要はない	35	3.3%
③ 分からない	450	42.7%



12

「トップレベルの舞台芸術創造事業」において各芸術団体がもつ助成に対する意識に関する調査

平成27年3月

独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部

はじめに

日本芸術文化振興会では、日本版アーツカウンシルに向けた試行的取組が求められていることを踏まえ、振興会による現在の助成制度の意識・課題、今後の改善の方向性、芸術団体に対する効果的な意識啓発策を検討するため、基礎的な情報の収集・分析を行っている。本調査は、その一環として、「トップレベルの舞台芸術創造事業」による助成を受けている芸術団体が現時点でもっている意識を把握しようとするものである。

1. 調査の目的

「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)」(平成23年2月8日閣議決定)では、「従来、社会的費用として捉える向きもあった文化芸術への公的支援に関する考え方を転換し、社会的必要性に基づく戦略的な投資と捉え直す」として、公的助成の新し、考え方を示した。

「社会的必要性」については、同基本方針では、

- ▶ 多様な文化芸術の発展を促すために、市場のみでは資金調達が困難な分野に対して公的 支援が必要であること。
- ▶ 文化芸術は社会的便益(外部性)を有する公共財であること。(社会的便益として「国家への 威信付与」、「周辺ビジネスへの波及効果」、「将来世代のために継承すべき価値」、「コミュニ ティへの教育価値」などを例示)
- ▶ 文化芸術は社会的包摂(社会的弱者に社会参加の機会を開く)の機能も有していること。 などをその背景として述べており、特に第2、第3項目は従来の公的支援に関する考え方を拡張する方向性がうかがえる。

また、「投資」という例え方については、単に国から芸術団体に助成するということでなく、上記のような社会的必要性に基づいて税金から支援する以上、助成を受けた芸術団体にはその活動を通じて納税者の期待に応える意識が必要であることを表明したものと考えることができる。

このようなことから、助成を受けた芸術団体が「社会的必要性に基づく戦略的な投資」を受けたことについてどのように意識しているかを書面上から推測できる範囲で整理するための調査を企画

5. 平成 25 年度の実績報告書分析調査

「トップレベルの舞台芸術創造事業」の平成 25 年度採択分活動を対象に、芸術団体により提出された書類の記述のうちから、公的助成に対する意識を分析する調査を実施した。当初は、助成対象活動実績報告書(以下、実績報告書)のうち「助成による効果」欄の記述のみを対象として調査を始めたが、後述する調査過程での問題により「活動の成果」および「趣旨・目的」、「特記事項」を含む実績報告書すべての記述欄を読み取り対象に変更して、芸術団体が感じている公的助成の効果を反映していると思われる記述権を読み取り対象に変更して、芸術団体が感じている公的助成の効果を反映していると思われる記述者を抽出・精査した。

なお、調査開始時には、記述内容を類型化したうえで統計的に整理することを考えていたが、分析を進めるうちに計画どおりに実施するのは困難であることが判明した。詳しくは以下に述べる。

3. 調査報告(分析の限界とその理由)

調査を実施するうちに、今回の対象・手法を用いての分析には限界があることが明らかになった。 分析の際に問題となった要因は大きく分けて2つある。1つ目は、実績報告書の記載欄に求められている内容が重複していたり曖昧であるとともに、芸術団体への事前の案内が不足していると考えられること、2つ目は、芸術団体側の意識のありようの問題である。

(なお、以下で紹介する実績報告書からの引用例には特定の芸術分野に関わる用語が含まれる場合があるが、これは決して当該分野のみが課題を抱えている事を意味するものではなく、他の分野でも同様の記述がみられており、全分野における共通の課題であると解されたい。)

3-1. 実績報告書の様式や、記入に関する案内不足から生じる問題

◎記述が適切な欄に書かれていない

実績報告書は「趣旨・目的」「助成による効果」「活動の成果」「特記事項」の4項目から成るが、実際には各項目の内容は不可分である。つまり、「助成による効果」は「活動の成果」全般と密接に関わり、また「活動の成果」は「趣旨・目的」の達成である場合も多い。さらに「特記事項」には特に強調すべき「活動の成果」や「助成による効果」が記載されることがある。このように項目間で内容の重複が多いだけでなく、「助成による効果」補に助成との因果関係がうかがえない事実が挙げられている例もあり、どこに何を書くべきか芸術団体側に十分に理解されていない様子が見受けられた。よって助成による効果が助成を受けた活動全体の成果に及んでいるとみなし、項目に捉われず実績報告書全体を対象として読み取りを実施した。

しかしながら、趣旨・目的がそもそも社会的効果を含んでいる活動があり、抽出すべきかどうか判断できない記述や分類できない記述が多くあった。

さらに、「活動の成果」欄に、当該芸術団体の他の活動、芸術団体の年間活動の報告、あるいは近年の活動の総括等が記載されているなど、芸術団体側の誤解に基づく不適切な記述内容もみらっゃ

Ø

◎「誰にとっての効果か」「何に関する成果か」が混在している

実績報告書の設問は「助成による効果(助成を受けたことによって何ができたか)」「活動の成果 (活動の成果は何か)」という問いかけのため、芸術団体の記述は「誰にとっての効果か」「何に関しての成果か」が混在したものとなっている。

この設問に応える内容としては、

- ・ 演出・制作面の充実やゲストの招聘等を通した公演単体の芸術水準の向上に関する成果
- レパートリーの創造・継承や内部の人材育成といった芸術団体の成長に関わりが強い効果
- チケット料金の割引や観客育成、地域振興といった芸術団体以外が享受する効果

等、複数の視点が存在するが、どれを取り上げるかは芸術団体の裁量次第であるため、芸術団体が意識として有していても純幅の関係上記述にあらわれない成果・効果もある。

また、複数の要素が一文に凝縮して書かれている以下のような例もあり、結果として内容の具体性が低下し、どこまで成果・効果として抽出してよいか判断できないものも多かった。

- 国際的に評価の高い近代作品を上資するには、メタッフ、音楽、劇場、輸送等、さまざまな条件が必要であり、それらの条件は、別政を受けられたことにより高いレストの実現可能となった
- 貴基金の助成は、振付、演出、照明、音響、舞台、制作、宣伝の全方位に渡り、そのクオリティ向上を実現することに成功しま。

上記2つの問題点を整理してわかるのは、実績報告として何についての記述が求められているか芸術団体側に十分伝わっていないという現状である。実績報告書の記載欄の要求内容の曖昧さとともに、公的助成の実施に際して何らかの社会的効果が期待されていることが芸術団体に十分に認知されていないことにも原因があると考えられる。現在の実績報告書には、社会的便益や社会的包摂について的を絞った記載欄はなく、芸術団体側がこうした意識を持っていたとしても記述のうえにあらわれない可能性も大きい。そのため、実績報告書は調査対象として現段階では不適切と言わざるを得ない。本格的な調査を実施する前提として、芸術団体に対して公的助成を受けた活動によって何らかの社会的効果が生じることが期待されていることを理解してもらうよう適切に案内し、かつ、こちらの意図する内容について的確に回答が得られるよう調査票の様式を改善したうえで、各項目で何を問うているかについて丁寧に解説していくとが必要であろう。

3-2. 芸術団体の意識から生じる問題

◎社会的波及効果に関する言及が少ない

活動の成果として最も多くみられた記述は、四分野通して演出・制作面の充実やゲストの招聘といった芸術水準の向上に関する内容であった。一方で、芸術団体外部への社会的波及効果、つまり社会的便益や社会的包摂を視野に入れた記述は全体として少なかった。ただ、先述のとおり

現行の実績報告書は記載欄の要求内容が曖昧であることもあり、これをもって社会的貢献に対する意識が低いとは判定できない。

なお、国民に対して助成の効果を還元した例としては、チケット料金の低廉化や特別料金の設定、 広報活動の充実による観客層拡大の試みが挙げられることが多い。しかしながら具体的に獲得さ れた成果の例や数値が提示されることはごく稀であった。単に「割引料金を設定した」「宣伝をした」 等、潜在的観客層のアクセスを待つ体制を整えたことだけではいまだ成果を得たというには足りず、 それにより具体的にどんな層にどの程度届き、その層がどのような恩恵を受けたかというところまで 意識が向けられ、自らそれを測定し、記述の上にあらわす努力が必要であろう。

◎消極的な効果や保護行政的な発想にとどまる記述が多い

- (1)「助成による効果」に、赤字補填や財政負担の軽減といった消極的な内容しか述べられていない例があった。
- 少しでも助成によって補填することができたため、数々の演出要素をあぎらめることなく上演できた
- 自前では調達不可能な費用を助成金で調達できた部分が大きかったのは大きな効果だった。
- 集客が目標に達せず、また小道具製作に経費がかかったため、助成金を受けたことでその負担を軽減できた
- # 結びに異行きを与える原明費用や、作品のイメージに大かし難い演出等、対象外の結験も何め、助成をいただべことが活態な溶から外籍や十分に味されがい十分充演出のための負出を需要することができた。
- 助成金収入は公済を収立させるうえで極めて重要なファクターでした。今回支援していただいたことは、公済を前進させるエネルギーとながましたし、同時に作品のクオリティを担保する原資となりました。
- 助成のおかずで、出演者・関係者・スタップ各位の信用と協力も得られ、予算を切り詰めての公演活動も見劣りの無いなかる作ることができました。
- 当初、費用面で非常に心配だったが、助成を受けることで、安心して行うことができた。
- (2)稽古料が充実して出演者の生活が安定した、収支上成立困難だった公演が実現した、など保護行政的な発想に近い非常に狭義の効果にとどまる記述もあった。
- キャリアのある出演者に手打ちの公演の時よりも出演料を支払うことができた
- 出演者の稽古期間中の生活にある程度の安定を与えることができたため、アルバイの量を減らし、稽古に集中できた。
- 経済的にも動員数からみても非常に兼しい状態で、公演の成立が困難になりつしある。その中での助成の意味は大きく、 ←回の公演も助板無くしては実現しがたいを画だった。
- 助成予定に基づいた公演企画・内容であり、支援金額の減少または撤廃等となった場合には、同内容での継続は難しいものとも思われ、芸術文化の振興普及のため、今後も更なるトップレベルの舞台芸術創造事業の発展を期待している。
- オリジナルの音楽、振付、美術と常にすべてが芸術的価値を持つ作品になるためには多大な経費を必要とします。 これは民間の力だけでは負担が大きく、それを助成により補っていただき今回の上演が可能となりました。
- 公演期間が短いため入場料収入だけでは経費のすべてはカバーできず、また協賛状況も楽観できないなか、助成がなければ実現が難しい公演であった。

これらの記述からは、公的支援は「投資」であるという認識や、活動の社会的波及効果について の意識は読み取れない。むしろ、第3次基本方針で述べられた公的支援に関する従来の捉え方に 近い。もっとも、同方針における公的助成の目的には市場のみでは資金調達が困難な分野の芸 術的発展を促すことも掲げられており、活動内容がこの目的に充当していれば、赤字補填や財政 的負担軽減も公的支援の対象になりる。ただしその場合、社会的必要性の観点からみた活動の 意義や、それによる波及効果についても記されていれば説得力を持ち得るが、必ずしもそうなって はいないのが現状である。

現在の公的支援の考え方に照らせば「助成を用いて我々(芸術団体)が何を成し得たか」という表現で成果を述べることが求められており、「何を成し得たか」には芸術水準の向上、社会的便益への寄与や社会的包摂の例が具体的に示されるべきである。つまり、芸術団体には「我々の苦しき助成がいかに敷ってくれたか」という表現ではなく、「助成を用いて我々がどのように社会に貢献したか」という表現がはめられる。

③具体性に乏しい記述/因果関係が不明な表現

芸術団体に実績報告として求めたいのは、探択された活動において、助成金をどのように使用し、 具体的に何を実現させ、それがどのような社会的波及効果をもたらしたかという内容である。こうした内容が具体性を持って記載されていることが、芸術団体が公的資金を使用するうえで説明責任を果たそうという意識、第3次基本方針が示す社会的必要性の求めに応じた成果をあげようという意識を測る基準となる。しかし、現状では「社会」「地域」「公共性」といったステレオタイプのキーワードや「貢献」「活性化」「豊かな生活」といった相象的なフレーズがとってつけたように並べられただけで、具体的に何をもってそうした効果を実現したのか不明なものや、活動と「貢献」や「活性化」との因果関係が説明されておらず、内容に欠ける実績報告書も散見される。はなはだしい例では当該活動以外の実績に関する記述や、複数の採択事業の報告内容がほぼ同一のものもあった。以下、いくつか実例をあげて指摘する。

(1) 具体性に乏しい記述

- 継続的な助成の結果、稽古期間の充実が一層はかられている。
- →なにをもって「充実」とみなすのか、充実によりどんな成果があがっているのか不明。
- 助成を受けることにより公演の社会性・公共性が補完された。
- →「社会性」「公共性」の定義が不明。それらが「補完」されたとはどのような状態になったのか不明。
- 幅広い階層の観客の育成と、新たな観客層の開拓をすることができた。
- →どんな手段で実現したのか、どの程度開拓・増加したのか。手法の明示および裏付けとなる客観的なデータの不足。
- 助成により高水準の舞台を維持し続けることで他の芸術団体の良い刺激になっている。
- →実際に受けた評価や影響関係の具体例がなく、根拠が弱く説得力に欠ける。
- 私どは国などの機関から補助を頂く対価と致しまして、国民の豊かな生活イコール文化力の向上という使命を真摯に受け 市め 下浴物しております。

10

→心構えが述べられているのみで、実績の報告という求めに回答していない。

- (総合芸術であるオペラの上演は人材育成の宝庫である4vら説明に続き)そのためオペラへの助成は非常に有意義であり、から適正に使用することで芸術文化の発展に大きく寄与できると確信しております。
- ・一般論であって、当該活動についての説明にはなっていない。

(2) 因果関係が不明な表現

- 本活動の評価は海外にも伝わり、国際交流の面でも意義をもっている。
- →どのような評価がどこまで伝わっているのか.具体性・客観性に欠ける。「国際交流」との因果関係も弱く、飛躍している。
 - 海外戯曲を上演することで日本とその国の文化交流の一つになった
- ・ 収曲の上演だけで文化交流と言えるのか。飛躍がみられる。
- ★田クオリテムの向上により、「見る」「闘く」「弱(ひる) 五感を鋭くすることによって想像 力等を豊かにし、コミュニケーション能力を発達されて 社会 在社会にしく公覧を 上演 するしむがらやた
- →演出クオリティの向上と記述された効果との因果関係に飛躍がみられ、説得力が弱い、

◎散間に対する回答が適切でない

「助成による効果」という求めに対し、「我々(芸術団体)の算状を助成がいかに救ってくれたか」という表現が散見されたことについて先に述べたが、なかには当該活動の成果に具体的に触れることなく、助成制度そのものについての意見、つまり「芸術文化活動にとって助成金は不可欠である」という必要性の訴えや、「活動ができるのは助成のおかげであり、心から感謝している」といった謝意の表明に終始している記述もあった。これらは実績の報告という求めに対して適切に応えているとはいえない。

- 助成金なしでは芸術性の高い舞台は経済的にも不可能なものである。また、助成のあることで安定した公演実施計画が サイトかる。
- 団体として収支を調整することになると、出資料を抑えたり、チケット代を高く設定したりするようになってしまう。舞台芸術の普及を考え、チケット代は出来うる限り抑え、さらにはアーティストの社会的保障を確立していくために、助成は絶対必要である。
- 後れた業台を創造することは、助成なくしてやき得ません。その効果は極めて大きいもので、私達にどりまして必須なことならなよ。

必要性の訴えや謝意の表明のみしか書かれていない場合、社会的便益に資することが意識されていないだけでなく、公的資金を扱ううえで、その実質的負担者である国民への説明責任を十分に果たしていないと指摘することもできる。

また、助成金を活用して達成した効果ではなく、助成を受けたという事実による効果、例えば採択されたことによる宣伝効果や関係者のモチベーション向上について記載している団体もあった。

- 販売促進のアプローチに重要な要素として、補助事業のロゴを信用と芸術性の高さの証明として活用することができた
- トップレベルの助成ということは、一般の方々への宣伝動員にも効果がありました。

- 出演者や裏方が高いモチベーションを持ち続けることができるのも助成金事業に関わっているという自覚から

これらは、それだけでは芸術団体が受けた間接的恩恵の紹介にとどまり、実績の報告とはいえない。 前述したとおり、「我々(芸術団体)が、かに助けられたか」ではなく「我々(芸術団体)の活動がど のような成果をもたらしたか」を説明しなければならないという意識改革が求められる。

4. 今後に向けて

今回調査の試みを困難にした理由としては、実績報告書の設問が芸術団体側に「効果」「成果」の解釈をゆだねる自由記述の形をとっていたことが大きい。芸術団体の意識を正確に調査するためには、まず、公的助成に関する考え方の周知徹底と、こちらの求める主題について的確に回答が得られるフォーマットを設定することが必要である。

以上を踏まえ、今後は平成 26 年度助成活動を対象に改訂された自己評価書を利用した調査を料画している。

自己評価書の改訂

本調査の実施と前後するが、平成25年度までに、トップレベルの舞台芸術創造事業の助成対象 活動自己評価書について、各分野の PDPO および専門委員らを中心に大幅な改訂が協議された。 この改訂の趣旨は、公的助成がその目的に沿って的確に執行されたかという事後評価を実施する にあたって、自己評価書がその適切な材料となるようにするというものである。ただし様式の変更が 単に調査を行うためのものとなって芸術団体の負担を強いるだけになってはならない。その意味で は、今回の改訂は助成を受けた芸術団体が自己評価書の設問を手掛かりに成果を客観視し、公 的助成の趣旨を踏まえて自らの活動や運営の改善を図るためのツールとなることも期待されている。 改訂された新版の自己評価書は平成26年度から採用されている。新版の主な特徴は以下のとおりである。

- ◆ 3つの主題別の記述欄→車後評価の際の着眼点である3つの主題別に明確に記入欄が分かれ、「効果」「成果」が何についてのものであるか解釈が曖昧となる項目が廃されている。具体的には、「芸術性・創造性についての自己評価」「運営についての自己評価」「社会性についての自己評価」という項目で、それぞれに成果が認められた点」「活動実施にあたって苦労した点、改善すべき点」「苦労した点、改善すべき点に対しての今後の対応」を記述する形式となっている。
- 本部金本の成果が評価対象→実績報告書の「助成による効果」という項目は、助成金の使途、つまり経済面の充実により達成された直接的な結果を記述することとなり、示される成果が狭義のものにとどまりがちとなる。新版自己評価書では助成金が直接投入された事象だけでなく、それによる波及効果まで含めたより広い視点からの成果が捉えやすくなっている。

- ◆ 勘案すべき審査基準を併記→募集時に公表している審査基準を各記述欄下部に示し、活動の効果・成果がどのような視点から評価されるのか・再度意識したうえで自己評価を記述するよう促している。この審査基準は第3次基本方針において示された公的助成の目的を踏まえて設定されている。
- ◆ 数値データの入力欄→公演回数や有料入場者数、収支、アンケートの配布枚数や回収率といった数値データの入力欄が設定され、データの裏付けにより成果を具体的に示す姿勢を求めている。
- ◆ 探択活動1件毎に提出→年間活動支援型で採択された芸術団体にも活動毎に各1通の自己 評価書の作成を課している。過去の実績との混同や、総括的な表現による具体性の低下、内 容の重複といった弊害の減少が期待できる。

今後、芸術団体の公的助成に対する意識調査を実施するにあたっては、今年度より採用されているこの新版自己評価書を活用していく予定である。無論、今回の改訂が意図する効果を発揮するためには、新版自己評価書が単にフォーマットとして提供されるだけでなく、それにともない各芸術団体と細やかな対話を実施することが必要であり、PDPOが果たす役割がさらに重要となる。記述面でのテクニックの改善にとどまらぬよう、第3次基本方針に基づく考え方の広報に一層力を入れ、芸術団体が公的支援による期待に応えようという意識を高める工夫を継続していかなければならない。

5. 調査手法の課題

今回実施した「芸術団体の提出した書類からその意識を読み取る」という調査の試みからは、今後同様の調査を実施する際の課題が浮上してきた。特に、継続的な調査によって芸術団体の意識の経年変化を考察しようとする場合、以下に挙げる点を鑑み、評価方法や分析手法について慎重に検討せねばならない。

◎消極的な効果を評価しにくい

現状では、助成による効果として赤字補填、財政負担の軽減を挙げている芸術団体が少なからずあった。新版自己評価書では芸術団体が受けた恩恵とも解釈可能である「助成による効果」ではなく、「活動の成果(芸術団体が達成した成果およびその波及効果)」に相当する内容を問うているため、財政負担の軽減という記述内容は出てこないはずの設計になっている。ただし、公的支援の目的には、市場のみでは資金調達が困難な分野の文化芸術に対して発展を促すために赤字や財政的負担のリスクを肩化わりすることも含まれている。消極的ではあるが助成の意義として重要な効果をどのように取り扱うかについては課題である。

◎評価指標の設定が困難である

 ∞

芸術団体が社会的便益や社会的包摂についての意識をどの程度もっているかを判定するには、 記述のなかで公益性や社会貢献に関わる内容に触れているかどうかを見ていくことになるが、これ らのキーワードの有無だけでは、実のある内容なのか、単なる美辞麗句なのかは評価できない。説 得力のある具体性をともなっているかというのは重要な判断基準であるが、その判断から分析者の 主観を完全に排除することは難しい。説得力という点を重視した場合、本来の調査目的である芸術 団体の意識よりも、記述上のテクニックを評価することに陥る危険性もある。また、具体性という点で は数値が分かりやすい指標となるが、芸術活動の成果は元来数値化や相対化しにくい部分を 分に含むものであり、そうした面をどのように網い取っていくかは、本調査だけでなく、文化芸術に 関する評価をめぐる大きな問題となっている。

6. おわりに

本調査は、当初に期した目的を十分に達成したとは必ずしもいえないが、調査過程で発見した 諸課題を整理することは、日本芸術文化振興会の事業の改善に資するだけでなく、助成を受けて 活動を展開する芸術団体が自らの PDCA サイクルを回すに際して留意しておくべき点を示す意義 もあると考え、そのような効果を期待して公表するものである。

「鑑賞行動の動向と公的助成に関する調査研究」中間報告

平成27年8月現在

●調査の趣旨・目的

本調査は、公的助成を受けて行われた芸術団体の活動について、各種書面により提供された数量的情報を集積することにより、特定のデータの経年変化の定量的分析やどのような情報が鑑賞行動の変化に相関関係を有するのかについての解析等、助成制度の効果検証や改善のために必要な資料を得ようとするものである。また、芸術団体の活動の改善・充実のためには客観的なデータに基づく適切な助言が必要であり、PD・POによる助言に当たって必要な資料を得るためにも活用する。

●調査の方法

平成24年度から平成26年度までの間に「トップレベルの舞台芸術創造事業」(文化芸術振興費補助金による助成)並びに「舞台芸術等の創造普及活動」及び「伝統芸能の公開活動」(芸術文化振興基金による助成)に採択された活動について、それぞれの団体から提出された要望書、交付申請書、実績報告書等に記載されている情報を抽出して、Excelファイルに入力し、構成比、券売率、1活動あたりの費用等を機械的に算出した。

(活動数)

「トップレベルの舞台芸術創造事業」(音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能)

平成24年度 331 活動

平成25年度 318 活動

平成26年度 298 活動

「舞台芸術等の創造普及活動」(音楽、舞踊、演劇)、「伝統芸能の公開活動」

平成24年度 289 活動

平成25年度 272 活動

平成26年度 280 活動

(用語やデータについて)

- ・「総事業費」とは、採択事業終了後に各団体から提出される助成対象活動実績報告書の収支決算の支出額を指す。
- ●「件数」とは、活動数を指す。1件=1活動とする。
- ・平成24~25年度「総座席数」は、実績報告書記載事項の他に推算した数字を含む。(「総座席数」が実績報告書に記入されていない事例があったため、当該会場のキャパシティを調査し推算)
- ・平成24~25年度「販売枚数」は、実績報告書記載事項の他に推算した数字を含む。(「販売枚数」が実績報告書に記入されていない事例があったため、入場料収入をチケット価格の平均値で割って算出)
- ・平成24~25年度「鑑賞者数」は、実績報告書記載事項の他に推算した数字を含む。(「鑑賞者数」が実績報告書に記入されていない場合は、「鑑賞者数」=「販売枚数」として計算)
- 「最終自己負担金」とは、実績報告書に記載された自己負担金の金額を指す。
- ・「申請書自己負担金」とは、助成金の交付の内定後に各団体から提出される、助成交付金申請書に記載された自己負担金の金額を指す。
- ・「要望書自己負担金」とは、助成金の交付の応募時に各団体から提出される、助成交付付要望書に記載された自己負担金の金額を指す。

(要望書→申請書→実績報告書)

[総事業費と助成額]

【基金】

	<u> </u>			
年度	件数	総事業費	助成額	助/総
24	289	3,774,053,022	686,100,000	18.2%
25	272	3,884,480,310	621,300,000	21.7%
26	280	3,242,445,453	629,400,000	19.4%
計	841	10,900,978,785	1,936,800,000	17.8%

【基金·音楽】

年度	件数	総事業費	助成額	助/総
24	46	1,476,951,310	180,000,000	12%
25	44	1,826,954,279	187,900,000	10%
26	43	1,136,309,894	169,600,000	15%
計	133	4,440,215,483	537,500,000	12%

•H24~26で総事業費が3億4千万減 (1件あたりH24:3,210万、H26:2,643万)

・助成額は1,040万減

(1件あたりH24:391万、H26:394万)

【基金·演劇】

年度	件数	総事業費	助成額	助/総
24	151	1,654,251,804	368,800,000	22%
25	146	1,444,853,524	315,200,000	22%
26	156	1,471,032,496	335,300,000	23%
計	453	4,570,137,824	1,019,300,000	22%

・H24~26で総事業費が1億8千万減 (1件あたりH24:1,095万、H26:943万)

・助成額は3,350万減

(1件あたりH24:244万、H26:215万)

【トップ】

年度	件数	総事業費	助成額	助/総
24	331	11,877,277,008	3,041,900,000	25.6%
25	318	11,244,876,441	3,105,700,000	27.6%
26	298	10,894,208,451	3,056,700,000	34.2%
計	947	34,016,361,900	9,204,300,000	27.1%

【トップ・音楽】

年度	件数	総事業費	助成額	助/総
24	119	7,835,604,153	1,771,100,000	23%
25	120	6,923,436,638	1,810,900,000	26%
26	113	6,922,527,563	1,743,700,000	25%
計	352	21,681,568,354	5,325,700,000	25%

-H24~26で総事業費が9億1千万減(1件あたりH24:6,585万、H26:6,126万)

・助成額は2,740万減

(1件あたりH24:1,488万、H26:1,543万)

【トップ・演劇】

		77-7 2		
年度	件数	総事業費	助成額	助/総
24	126	2,247,397,793	749,900,000	33%
25	119	2,508,258,422	743,200,000	30%
26	115	1,971,431,590	780,100,000	40%
計	360	6,727,087,805	2,273,200,000	34%

H24~26で総事業費が2億8千万減(1件あたりH24:1,784万、H26:1,714万)

・助成額は3,020万増

(1件あたりH24:595万、H26:678万)

【其金】

・H24~26で総事業費が5億3千万減 (1件あたりH24:1,300万、H26:1,160万)



・助成額も約5,700万減

(1件あたりH24:230万、H26:224万)

・1件当たりの助成額に大きな減少や変化は見受けられない

【基金·舞踊】

年度	件数	総事業費	助成額	助/総
24	44	375,703,754	77,400,000	21%
25	43	371,929,183	70,000,000	19%
26	41	356,582,299	72,000,000	20%
計	128	1,104,215,236	219,400,000	20%

・H24~26で総事業費が1,912万減 (1件あたりH24:854万、H26:870万)

・助成額は540万減

(1件あたりH24:176万、H26:176万)

【基金·伝統芸能】

年度	件数	総事業費	助成額	助/総
24	48	267,146,154	59,900,000	22%
25	39	240,743,324	48,200,000	20%
26	40	278,520,764	52,500,000	19%
計	127	786,410,242	160,600,000	20%

・H24~26で総事業費が1,137万増 (1件あたりH24:557万、H26:696万)

・助成額は740万減

(1件あたりH24:125万、H26:131万)

【トップ】

·H24~26で総事業費が9億8千万減

(1件あたりH24:3,580万、H26:3,660万)

・助成額は約1,480万減とあまり変化がない

(1件あたりH24:919万、H26:1,030万)

・助成額の比率が高まっている

【トップ・舞踊】

<u> </u>	「ノノ「好」	CHT 』		
年月	件数	総事業費	助成額	助/総
24	4 35	1,229,627,659	393,700,000	32%
2	5 35	1,249,412,627	411,800,000	33%
26	3 28	1,239,374,714	387,200,000	31%
<u> </u>	98	3 718 415 000	1 192 700 000	32%

-H24~26で総事業費が975万増

(1件あたりH24:3,513万、H26:4,426万)

・助成額は650万減

(1件あたりH24:1,124万、H26:1,383万)

【トップ・伝統/大衆】

		19U/ / N/N A		
年度	件数	総事業費	助成額	助/総
24	51	564,647,403	127,200,000	23%
25	44	563,768,754	139,800,000	25%
26	42	760,874,584	145,700,000	19%
計	137	1,889,290,741	412,700,000	22%

H24~26で総事業費が1億9千万増

(1件あたりH24:1,107万、H26:1,811万)

・助成額は1,850万増

(1件あたりH24:249万、H26:347万)

[公演回数と入場料等]

【基金】

年度	公演回数	入場料収入	総座席数	販売枚数	券売率	鑑賞者数	入場料収入/販売枚数
24	2,837	1,361,150,788	596,888	432,173	72.4%	449,697	¥3,150
25	2,739	1,435,971,490	682,299	511,682	75.0%	527,424	¥2,806
26	2,497	1,251,024,115	639,686	452,355	70.7%	501,994	¥2,766
計	8,073	4,048,146,393	1,918,873	1,396,210	72.8%	1,479,115	¥2,899

・公演回数は3年で340回減少しているが、座席数は4万席増加、会場規模の拡大がうかがえる。 鑑賞者数が増加していることが読み取れるが、1枚当たりの単価(入場料収入/販売枚数)が下がっているため、入場料収入は減少傾向にあり(H24~26で1億減)、1件当たりの入場料収入も減少傾向。 (H24:470万、H25:528万、H26:447万)

【基金·音楽】

年度	公演回数	入場料収入	総座席数	販売枚数	券売率	鑑賞者数	入場料収入/販売枚数
24	225	438,797,433	144,866	87,783	61%	92,304	¥4,999
25	297	566,216,546	173,395	99,619	57%	105,333	¥5,684
26	203	315,449,745	191,996	101,282	53%	116,427	¥3,115
計	725	1,320,463,724	510,257	288,684	57%	314,064	¥4,574

- ・公演回数は減少しているが、1件当たりの回数にさほど変化はない。(H24:7.3回、H25:6.9回、H26:7.2回)
- -入場料収入をH24とH25で比較してみると、1億2千万減。

1件当たりの入場料収入も減。(H24:950万、H25:1,300万、H26:730万)

・総座席数は3年間で4万7千席増、販売枚数も1万3千枚増、鑑賞者数も2万4千人増加している。 (学校公演の採択件数の増減による影響について、要検討)

【基金·舞踊】

<u> </u>	- <u> </u>	NJ Z					
年度	公演回数	入場料収入	総座席数	販売枚数	券売率	鑑賞者数	入場料収入/販売枚数
24	242	165,073,496	49,794	34,436	69%	293,826	¥4,794
25	154	175,574,900	49,011	31,849	65%	370,471	¥5,513
26	181	170,086,141	49,896	34,983	70%	321,217	¥4,862
計	577	510,734,537	148,701	101,268	68%	985,514	¥5,043

- 公演回数は3年間で減少気味。1件当たりの回数も減少傾向。 (H24:5.5回、H25:3.6回、H26:4.4回)
- ・入場料収入は3年間で500万増。1件当たりの入場料収入も増。(H24:375万、H25:408万、H26:415万)
- ・3年間で総座席数、販売枚数、券売率には大きな変化は見受けられないが、鑑賞者数が4,000人増加している。

【基金·演劇】

	<u> </u>	*J 4					
年度	公演回数	入場料収入	総座席数	販売枚数	券売率	鑑賞者数	入場料収入/販売枚数
24	2209	664,921,759	364,551	284,492	78%	35,701	¥2,337
25	2166	622,044,134	428,695	363,359	85%	33,904	¥1,712
26	1958	684,722,629	365,245	296,194	81%	39,890	¥2,312
計	6333	1,971,688,522	1,158,491	944,045	81%	109,495	¥2,089

- 件数は増加しているのに反し、3年間で公演回数は251回減少している。
- ・入場料収入はアップしているが、1件あたりの収入でみるとほぼ変動はない。 (H24:440万、H25:426万、H26:438万)
- ・総座席数はほぼ横ばい。(学校公演の採択件数の増減による影響について要検討)
- 販売枚数は3年間で11,702枚増。鑑賞者数も27,391人増。券売率も他のジャンルと比べて高い率。

【基金・伝統芸能】

年度	公演回数	入場料収入	総座席数	販売枚数	券売率	鑑賞者数	入場料収入/販売枚数
24	161	92,358,100	37,677	25,462	68%	27,866	¥3,627
25	122	72,135,910	31,198	16,855	54%	17,716	¥4,280
26	155	80,765,600	32,549	19,896	61%	24,460	¥4,059
計	438	245,259,610	101,424	62,213	61%	70,042	¥3,942

- 公演回数は波があるものの、減少傾向と言える。
- 入場料収入は減少しているが、1件あたりの収入でみると微増。 (H24:192万、H25:184万、H26:201万)
- ·総座席数、販売枚数も減。

【トップ】

年度	公演回数	入場料収入	総座席数	販売枚数	券売率	鑑賞者数	入場料収入/販売枚数
24	3,909	4,599,559,446	1,793,818	1,250,639	69.7%	1,304,829	¥3,678
25	3,726	5,013,170,730	1,809,713	1,299,111	71.8%	1,359,775	¥3,859
26	4,251	4,998,351,656	2,012,253	1,394,708	69.3%	1,575,957	¥3,584
計	11,886	14,611,081,832	5,615,784	3,944,458	70.2%	4,240,561	¥3,704

・3年間で採択件数は減少しているものの、公演回数、総座席数、販売枚数、鑑賞者数全て増加傾向。 鑑賞者数が増加している。入場料収入は4億増。 今後詳細を分析予定。

【トップ・音楽】

年度	公演回数	入場料収入	総座席数	販売枚数	券売率	鑑賞者数	入場料収入/販売枚数
24	871	2,626,489,268	1,084,178	727,332	67%	764,377	¥3,611
25	831	2,615,860,536	1,068,650	743,545	70%	789,780	¥3,518
26	818	2,683,940,127	1,125,545	745,017	66%	858,042	¥3,603
計	2520	7,926,289,931	3,278,373	2,215,894	68%	2,412,199	¥3,577

- ・公演回数は減っているが、1件当たりの回数は変化なし。(H24:7.3回、H25:6.9回、H27:7.2回)
- ・入場料収入は3年間で5,745万増で、1件当たりの収入も増加。(H24:2,207万、H25:2,180万、H26:2,375万)
- -総座席数も3年間で41,367席増、販売枚数は17,685枚増、鑑賞者数は93,665人増と軒並み増加。

【トップ・舞踊】

年度	公演回数	入場料収入	総座席数	販売枚数	券売率	鑑賞者数	入場料収入/販売枚数
24	135	524,657,533	125,974	83,232	66%	83,181	¥6,304
25	125	672,725,358	127,970	95,328	74%	95,988	¥7,057
26	83	748,068,087	97,529	73,570	75%	81,945	¥10,168
計	343	1.945.450.978	351,473	252,130	72%	261.114	¥7.716

- ・入場料収入の大幅な増は、チケット単価の高額な活動がH25からH26にかけて複数採択されたことが要因。
- ・年々公演回数が減少しているのは採択件数の減少が主な要因で、1件当たりの回数に大きな変化はない。 (H24:3.9回、H25:3.6回、H27:3回)
- ・販売枚数も減少しているが、1件当たりの販売枚数は増加傾向にある。 (H24:2,378枚、H25:2,724枚、H27:2,628枚)

【トップ・演劇】

		7)·J A					
年度	公演回数	入場料収入	総座席数	販売枚数	券売率	鑑賞者数	入場料収入/販売枚数
24	1511	1,035,871,520	359,304	247,674	69%	263,504	¥4,182
25	1476	1,303,597,656	399,036	283,379	71%	293,645	¥4,600
26	1314	881,280,202	309,591	215,184	70%	251,839	¥4,095
計	4301	3,220,749,378	1,067,931	746,237	70%	808,988	¥4,316

- 入場料収入は1億5千万減。1件当たりの収入も減少傾向。(H24:822万、H25:1,095万、H26:766万)
- ・販売枚数は32,490枚減。1件当たりの枚数も減少。(H24:1,966枚、H25:2,381枚、H26:1,871枚)
- 鑑賞者数が他と比べてさほど落ち込んでいないことについて、招待客数との関係を要検討。
- 総座席数、販売枚数、鑑賞者数、軒並み減。事業規模の縮小傾向が見られる。

【トップ・伝統/大衆】

<u> </u>	/ <u> </u>						
年度	公演回数	入場料収入	総座席数	販売枚数	券売率	鑑賞者数	入場料収入/販売枚数
24	1392	412,541,125	224,362	192,401	86%	193,767	¥2,144
25	1294	420,987,180	214,057	176,859	83%	180,362	¥2,380
26	2036	685,063,240	479,588	360,937	75%	384,131	¥1,898
計	4722	1,518,591,545	918,007	730,197	80%	758,260	¥2,080

- ・H26の全ての項目において大幅な増加が見られるのは、大規模の活動が1件採択されたためと考えられる。
- ・3年間で総座席数は255,226席増、販売枚数も168,575枚増、鑑賞者数は190,364人増加。

[外部資金収入] 1段目が金額、2段目は構成比

【基金】

1 4	- <u>- 11 - 1</u>					_
年度	補助金・助成金(振興会以外)	寄付金	協賛金	共催者負担金	その他収入	(合計)
24	126,165,966	7,085,069	146,235,358	340,781,095	67,498,920	687,766,408
24	18%	1%	21%	50%	10%	
25	154,622,094	8,129,703	158,240,616	384,547,262	64,789,210	770,328,885
23	20%	1%	21%	50%	8%	
26	169,131,758	6,136,000	135,011,750	213,790,094	40,618,647	564,688,249
20	30%	1%	24%	38%	7%	
計	449,919,818	21,350,772	439,487,724	939,118,451	172,906,777	2,022,783,542
fil	22%	1%	22%	46%	9%	1

【トップ】

年度	補助金・助成金(振興会以外)	寄付金	協賛金	共催者負担金	その他収入	(合計)
24	342,931,827	25,195,198	136,142,100	503,504,227	176,127,370	1,183,900,722
24	29%	2%	11%	43%	15%	
25	330,547,500	34,292,930	142,207,009	581,758,455	175,485,351	1,264,291,245
23	26%	3%	11%	46%	14%	
26	330,386,509	33,109,994	170,162,400	399,065,439	155,341,747	1,088,066,089
20	30%	3%	16%	37%	14%	
計	1,003,865,836	92,598,122	448,511,509	1,484,328,121	506,954,468	3,536,258,056
п	28%	3%	13%	42%	14%	

【基金】

・H24~26で補助金・助成金が4,000万増だが、他は軒並み減少傾向にあり、トータルも H24:6億9千万、H:25:7億7千万、H26:5億6千万と減少。1件当たりの外部資金収入も H24:238万、H25:283万、H26:201万と減少。

【トップ】

-H24~26で補助金・助成金が1,200万減。一方で寄付金、協賛金は増加傾向にあり、トータルではH24:11億8千万、H25:12億6千万、H26:10億9千万と減少しているものの1件当たりで見ると、H24:358万、H25:398万、H26:365万となっている。

[自己負担金と総事業費に対しての割合]

【基金】

年度	最終自己負担金	申請書自己負担金	要望書自己負担金	減額率(要望→申請)	減額率(要望→最終)	減額率(申請→最終)	自己負担金/総事業費		
24	1,035,922,474	1,244,681,000	2,049,868,000	39%	49%	17%	27.4%		
25		1,213,703,000	1,951,413,000	38%	47%	15%	31.3%		
26		1,034,391,000	1,841,146,000	44%	54%	19%	26.0%		
計	2,916,270,324	3,492,775,000	5,842,427,000	40%	50%	17%	26.8%		

【トップ】

年度	最終自己負担金	申請書自己負担金	要望書自己負担金	減額率(要望→申請)	減額率(要望→最終)	減額率(申請→最終)	自己負担金/都事業費
24		2,517,848,495	6,758,190,554	63%	67%	12%	18.7%
25		2,340,046,000	5,626,558,000	58%	60%	3%	20.2%
26	1,895,542,734	1,951,518,000	5,191,784,000	62%	63%	3%	16.7%
計	6,392,708,879	6,809,412,495	17,576,532,554	61%	64%	6%	18.8%

【基金・トップ比較】

- ・基金の自己負担金は減少しているが、総事業費に占める割合としてはさほどの変化はない。 トップはH24~26で3億円減。1団体当たりの額も減少傾向にある。(H24:670万、H25:715万、H26:636万) トップの自己負担金が減少しているのは、入場料収入の増加によるものと考えられる。
- ・自己負担金の要望時から最終までの減額率が大きく、基金・トップとも積算の甘さがうかがえる。

[中間のまとめと今後の予定]

・基金は鑑賞者数の増加はしているものの、入場料単価を下げているため収入の増加には結びついていない。 トップは全体として観客数、入場料収入等が増加しているように見える。 分野・ジャンル・団体ごとの差異の特徴について、詳細な分析が必要。

回次

文化芸術活動への助成に係る新たな審査・評価等

の仕組みの在り方について

(報告書)

2. 現在の助成事業の審査・評価等に係る現状と課題

1. はじめに

3. 新たな審査・評価等の仕組みの在り方について

5. 将来における審査・評価等の仕組みの在り方について

(1)PD 及び PO の機能及び役割(2)PD 及び PO に求められる資質・能力等

4. PD 及び PO の機能及び役割等....

...12

平成23年6月10日 文化芸術活動への助成に係る 審査・評価に関する調査研究会

はじめに

- 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針、平成23年2月8日閣 議決定)において、「文化芸術への支援策をより有効に機能させるため,独立行政 法人日本芸術文化振興会における専門家による審査,事後評価,調査研究等の 機能を大幅に強化し,諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入 する。このため,早急に必要な調査研究を行うとともに,可能なところから試行的な 取組を実施する。」との方針が示された。
- 本調査研究会においては、文化審議会における第3次基本方針の策定に向けた審議を踏まえ、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)が行う文化芸術活動に対する助成事業をより効果的なものとするため、専門的な知識や調査研究に基づく助言、情報提供等を行う「プログラムディレクター(以下「PD」という。)」や「プログラムオフィサー(以下「PO」という。)」を活用した審査・評価等の仕組みの在り方について、9回の会合を開催して調査研究を重ねてきた。
- 本調査研究会では、様々な関係団体や有識者からヒアリングを実施するとともに、 民間における取組や英国の事例を参考にしつつ、事後評価の実施や調査研究の 充実、PD 及び PO を活用した助成事業の改善の在り方、PD 及び PO の機能や役割、PD 及び PO に望ましい人材等について検討を行ってきた。
- 本報告書は、本調査研究会における検討を踏まえ、平成23年度に試行する新たな審査・評価等の仕組みの在り方等について示すとともに、それを踏まえた将来における審査・評価等の仕組みの在り方について考えられる方向性を示すものである。

2. 現在の助成事業の審査・評価等に係る現状と課題

[現 状]

(振興会が実施する助成事業)

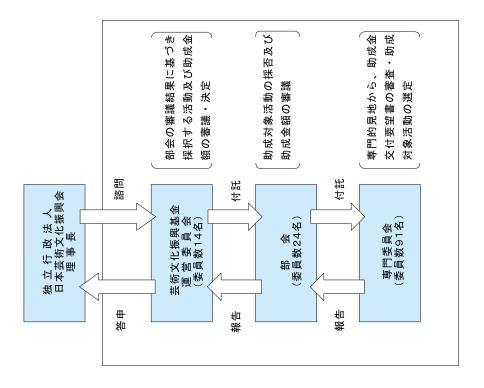
- 現在、振興会においては、文化庁から交付される補助金により振興会が実施する「トップレベルの舞台芸術創造事業」」と芸術文化振興基金の運用益によって行う「芸術文化振興基金助成事業」という2つの助成事業を行っている。
- トップレベルの舞台芸術創造事業は、舞台芸術の水準向上の直接的な牽引力となることが期待される芸術性の高い優れた芸術文化活動等を支援するものである。また、芸術文化振興基金助成事業は、すべての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動等を継続的かつ安定的に支援するものである。

(審査の仕組み)

- 振興会では、助成金を適正に交付するため、外部有識者から構成される芸術文化振興基金運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置するとともに、各分野の実情及び特性に応じた審査を実施するため、運営委員会のもとに、4の部会及び12の専門委員会を設置している。
- 助成の決定に当たっては、振興会理事長が運営委員会に助成対象活動及び助成金額について諮問を行い、これを受けて運営委員会において、助成対象活動の募集や助成金交付の基本方針を決定するとともに、部会及び専門委員会に対し順次、調査審議するよう付託する。
- これを受け、はじめに各専門委員会において、専門委員会ごとの審査の方法等を定め、各専門委員が行う書面審査を経て、専門的見地から合議により採択すべき助成対象活動を選定する。
- 次に、部会において、専門委員会における審査結果をもとに、採択すべき助成対象活動及び助成金額について審議を行い、運営委員会に報告する。
- 運営委員会においては、採択すべき助成対象活動及び助成金額に係る部会での審議結果を基に、助成対象活動及び助成金額を審議・決定し、振興会理事長に答申する。

[/]舞台芸術の水準向上の直接的な牽引力となることが期待される芸術性の高い優れた芸術文化活動等の支援は、平成23年度より「トップレペルの舞台芸術創造事業」として実施され、これまで実施されてきた「芸術創造活動特別推進事業」については、平成22年度限りの事業となっている。

(参考) 現在の振興会における審査の仕組み(平成22年度)



[課題]

- このような現在の審査の在り方については、以下に掲げるような様々な課題が指摘されている。
- ・ 応募された活動を審査する委員(以下「審査委員」という。)は外部有識者に委嘱し、 公平性を担保するため3年程度で交代することとしているが、審査に当たっての経験やノウハウが蓄積されにくい。
- ・審査委員の目に触れることが少ない設立間もない団体や地域の団体が不利になる可能性がある。
- ・募集時に審査基準が明らかにされておらず、審査委員がどのような基準で審査をしているのか不明瞭である。
- ・助成金額については、専門委員会においては審査されず、運営委員会において決定されている。専門委員会において出された経費や積算等に関する意見が、運営委員会において助成金額が決定されるまでの間、どのように反映されているのか分かりにくい。
- 多数の要望書を限られた期間で審査²するために審査委員相互の十分な意見交換が行われていない。
- ・審査結果については、現在、採択結果を公表しているが、不採択理由については 公表していないことから、不採択となった応募団体にとっては、改善すべき点が明確ではなく、次回以降の応募に当たって参考とすることが困難な状況にある。
- 事後評価については、現在、専門委員会の委員及び振興会基金部の事務職員 (以下「基金部事務職員」という。)により公演調査を実施するとともに、助成対象団体に対し、公演終了後に実績報告書及び自己評価書の提出を求めている。しかし、助成件数に対して公演調査の実施率は低く3、東京に比べて地方の公演調査が少ない状況にある。

² 平成22年度の応募件数は1,629 件(芸術創造活動特別推進事業及び芸術文化振興基金助成事業)である。これらの応募については、各専門委員による約1ヵ月間の事前の書面審査を経て、音楽、舞踊、演劇第二及び伝統芸能・大衆芸能の各専門委員会において1日から2日かけて合

議による審査を行った。 ³ 平成21年度の調査実績は、助成金の交付件数が 1,190 件であったのに対し、公演調査等の件数 は 342 件である(芸術創造活動特別推進事業及び芸術文化振興基金助成金事業)。

- また、事後評価に関する評価手法や評価基準が定型化されておらず、助成効果についても詳細な分析や評価が十分になされていない。
- ・公演調査に係る調査報告書や、文化芸術団体等から提出された実績報告書等の内容が次年度の審査に十分活用されていない。
- ・さらに、助成対象分野の動向や、文化芸術団体等に関する公演実績、受賞歴、財務状況等の基本的なデータの蓄積や分析も不十分である。
- 文化芸術への支援策をより有効に機能させるためには、振興会が行う現在の審査・ 評価等に係る機能の大幅な強化に加え、不断に助成事業の改善を図ることが重要 である。

3. 新たな審査・評価等の仕組みの在り方について

- 第3次基本方針を踏まえ、文化芸術活動への助成に係る計画、実行、検証、改善サイクルを確立するため、振興会が行う審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化する必要がある。
- 具体的には、専門的な情報提供等を行うPD及びPOを配置し、的確な情報に基づく審査、審査結果における採択理由及び助成により期待される効果の公表、不採択理由の伝達、事後評価の実施並びに事後評価を踏まえた次回以降の審査等が着実に実践されることが求められる。
- また、PD 及び PO が持っている専門的知識や経験、PD を中心として行われる調査研究によって得られた調査結果に基づき、振興会が行う文化芸術活動に対する助成事業の改善を図ることが重要である。
- 新たな審査・評価等の仕組みにおいては、PD 及び PO が、その職務を円滑に遂行するため、現地調査等において PD 及び PO をサポートする調査員を活用することが必要である。
- これらを踏まえ、文化庁から交付される補助金により振興会が実施するトップレベルの舞台芸術創造事業(以下「平成23年度における審査・評価等の仕組みについて」において「事業」という。)のうち、平成23年度において音楽及び舞踊の2分野において新たな審査・評価等の仕組みを試行するに当たり、以下に示す方法で実施することを提言する。

5

《平成23年度における審査・評価等の仕組みについて》

①事業に係る基本的な方向性の提示

- 振興会において、文化芸術活動に対し、より効果的な助成が行われるようにするため、事業を実施するに当たり、文化芸術の振興に関する基本的な方針等の国の政策及び事業の目的を踏まえつつ、PD を中心にこれまでの音楽及び舞踊における事業の実績や課題について調査及び分析する。
- このような調査及び分析を基に事業の対象である音楽及び舞踊において、PD及び POを中心とした事業に係る基本的な方向性を提示する。当該基本的な方向性については、専門委員会の審議を経て、運営委員会において決定する。

2審査

○ 審査は、従来の審査の仕組みを活用しつつ、PD 及び PO の専門性を生かして実施することとする。

(i)審査基準の作成及び公表

○ 審査における公正性が更に確保されるよう、PD及びPOの専門的な知識や経験を生かし、事業に係る基本的な方向性を踏まえた審査基準を作成し、専門委員会における検討を経た上で運営委員会において決定することとする。

また、審査の透明性を高めるため、審査基準については、助成に係る募集を行う際に併せて公表することとする。

(三) 專門委員会

- 現在、専門委員会においては、予め委員が、各自で書面審査を行った上で、 合議による審査を実施している。
- 専門委員会における審査においては、PD 及び PO が助成対象活動全般(要望額を含む。)にわたり助言等を行い、審議を行うこととする。

(!!!) 部 织

○ 部会においては、専門委員会における指摘事項、その他 PD 及び PO からの助言等を踏まえ、助成対象活動の審議、助成金額の審議、分野間の調整等を行う。

(iv)運営委員会

0

運営委員会においては、部会や専門委員会における指摘事項、その他 PD及び POからの助言等を踏まえ、助成対象活動及び助成金額について審議及び決定し、振興会理事長に答申することとする。これを受け、理事長が助成対象活動や助成金額を最終的に決定する。

③審査結果の公表等

- 審査の透明性を確保するとともに、文化芸術団体が、それぞれの活動を更に 発展させることができるよう、助成対象活動ごとの採択の理由や助成により期待 される効果を公表することが必要であり、その方策を検討する。その際、これらの 理由や効果については、専門委員会等における意見をとりまとめ、運営委員会 において決定することとする。
- 不採択理由については、原則として、当該団体に伝えることが必要であり、その方策を検討する。その際、当該理由については、専門委員会等における意見をとりまとめ、運営委員会において決定することとする。

4事後評価

(i)事後評価の役割等

- 事後評価は、助成した文化芸術活動が適切に実施されたかを確認するとも に、助成対象活動の分野においてどの程度の波及効果を及ぼしたかという視 点を含め、助成した文化芸術活動の成果を把握する役割を果たしている。
- これらの事後評価の役割を踏まえつつ、その実施方法については、事後評価を行うことが目的化しないよう、ある程度手続きを簡素化する必要がある。

(川)事後評価の方法

- 事後評価の役割や事業の実施方法¹等を踏まえ、PD及びPOの専門的な知識や経験を生かし、事業に合った事後評価の方法を検討する。
- その際、なるべく助成対象活動に係る一連の取組が把握できるよう、日頃、文化芸術団体から聴取した情報、助成対象団体から提出される報告書等も材料とすることを考慮する必要がある。
- 1トップレベルの舞台芸術創造事業については、来年度から公演単位支援型の助成(公演毎の助成)と年間事業支援型の助成(複数年の継続助成)の2種類の方法で実施される。

○ 事後評価の方法、評価基準及び事後評価の結果については、専門委員会 における検討を経た上で、運営委員会において決定する。なお、評価基準を 作成した場合には、公表する。

(三)事後評価の結果の活用

- 事後評価の結果については、次回の助成対象活動の審査を行う場合に、要 望書と合わせて運営委員会等の各委員会(以下「各委員会」という。)に提示する。各委員会の委員においては、事後評価結果を踏まえ、事業の趣旨に照らし、引き続き当該活動に対し助成することが当該活動の分野において有効であるか否かといった長期的な観点から審査を行うことが重要である。
- 事後評価の結果については、助成対象団体の今後の活動に資するよう、助成対象団体に伝えるとともに、公表することが必要であり、その方策を検討する。

⑤調査研究の充実

- 振興会において、助成対象分野や文化芸術団体の実情を踏まえた審査や、 助成対象活動の事後評価、助成事業の改善等を着実に実施するため、助成 対象分野や関係する文化芸術団体等に関する調査研究を充実させることが必 要である。
- 調査研究については、文化芸術団体に関する実績、受賞歴、財務状況、並びに助成対象分野に関する我が国及び諸外国の動向についての情報を収集・分析することとともに、助成対象団体との意見交換等を通じて、鑑賞行動の動向を把握することに努める。
- PO を中心に、助成対象となった公演に赴き、現地調査を行うとともに、適宜 助成対象団体との意見交換等を実施し、助成対象活動の進捗状況の把握及 び必要な情報の収集に努める。
- 現地調査については、PD及びPOだけですべての公演を調査することは困難であることから、調査を行う際には必要に応じて POの下に調査員を配置し、調査員も活用してなるべく多くの公演に赴き、助成対象活動の進捗状況の把握等に努める。
- こうして収集した情報やデータ等については、活用しやすいよう、可能なところからデータベース化を進める。

⑥事業の検証及び改善

- このような仕組みによる審査・評価等を実施していく中で、PDを中心として、その実施状況や課題を検証する。
- 併せて、音楽や舞踊の分野における助成の状況及び事後評価結果を分析し た結果等を総合的に勘案して、事業に係る基本的な方向性の提示や審査基 準の見直しを行うとともに、必要に応じて、振興会が実施する事業の改善に生 かしていく必要がある。

4. PD 及び PO の機能及び役割等

(1)PD 及び PO の機能及び役割

- PD及びPOに期待される主な機能は、それぞれの専門性を生かすことにより、対象分野への助成についての戦略を明確にするとともに、審査及び評価において一層の公正性を高めることである。
- PD 及び PO の役割は、審査・評価等に係る事務的な業務から助成対象団体への助言や人の紹介、会計に係るノウハウの供与等連絡調整に係る業務、助成成果の普及に係る業務、事業目標を達成するために必要な調査研究まで多岐にわたる。
- PD の大きな役割の一つとして、国の政策や助成事業の目標を踏まえた上で、 運営委員会に対し、専門的な知識、経験及び調査研究結果の分析等に基づいた助成事業に係る審査・評価等の仕組みについて改善を提言すること及び 事業目標の達成に向けた効果的な助成の在り方について提言することが挙げ られる。
- このほか、PO 間の調整や PO の評価とともに、PO が行う職務を統括することが挙げられる。
- PO の主な役割は、調査研究を通じて、助成対象分野の状況を的確に把握するFともに、専門的な知識、経験、調査研究から得たデータ等を新たな審査・評価に適切に提供していくことなどである。

PO の具体的職務としては、以下のようなものが挙げられる。 [募集]

0

● 助成に係る基本的な方向性の検討

[審査]

- * 審査基準案の作成
- 各委員会における助言及び情報提供(各分野の動向や応募団体に係る情報、要望額の妥当性等)
- ト 採択理由及び期待される効果の整理
- 不採択理由の整理

事後評価]

- 評価基準案の作成
- 助成対象活動の現地調査
- 助成対象団体との意見交換
- 事後評価案の作成
- 運営委員会及び専門委員会における事後評価結果案についての説明 [調査研究等]
- 担当分野の調査研究
- 助成対象団体の調査(助成対象団体に関する実績、受賞歴、財務状 況等のデータの収集・分析等)及び助成対象団体への助言
- 助成成果の分析・普及
- ・助成事業の改善について PD への意見具申
- PD 及び PO は、審査及び事後評価の公正性を担保する観点から、審査や事後評価に関する決定権を持たないこととする。
- PD及びPOが上記の機能及び役割を果たすためには、その職務内容を明確にする必要がある。
- PD 及び PO には、助成事業の目的を理解し、関係者との信頼関係を構築することが求められる。このため、PD 及び PO は、各委員会の委員や基金部事務職員、文化芸術団体等と密に連携を図り、様々な情報交換、意見調整を行いながら、担当する分野についての広く大きな立場からの視点を持ち、戦略的、機動的に職務を遂行することが求められる。
- 振興会基金部においては、こうした PD 及び PO の機能及び役割を十分に発揮できるように、この仕組みを運用することが求められる。

○ PD 及び PO が、振興会が行う審査・評価等の仕組みについて改善の提言を行うこと等により、振興会基金部全体の機能が強化されることにもつながることを期待する。

(2)PD 及び PO に求められる資質・能力等

- D DD 及び PO には、その役割を果たすため、担当分野の状況や課題に精通し、専門分野に係る知識、優れた見識を有することはもとより、審査・評価に求められる情報提供や助成に係る方向性の検討等を行うことから、特定の文化芸術団体等に偏ることのない公平な態度や助成事業の改善に係る企画能力、審査・評価等に係る事務処理能力等が求められる。
- PD 及び PO は、日常的に文化芸術団体等と接触し、意見交換やヒアリング等を行うことを通じて、審査・評価を実施するに当たり必要となる情報収集を行うことから、高いコミュニケーション能力を備えていることが求められる。
- PD 及び PO については、助成する側として助成を受ける文化芸術団体との適切な距離間を保つ必要があり、自分の置かれた立場を理解し、対応できる社会的常識やバランス感覚を持っていることが求められる。
- PD は、PO 間の調整、PO の評価のほか、PO の職務を統括する役割を担うことから、より広い視野と深い見識を持つこととともに、管理的能力を有することが求められる。
- PD 及び PO がそれぞれの能力を十分に発揮するため、分野ごとにチームとして能力の補完を図る必要がある。
- PO となった人材についても、実践を通じて、実績を重ね、その能力を伸長していく必要があるため、その任期等についても配慮することが重要である。
- 優れた PD 及び PO を確保していくため、PD 及び PO という職が、文化芸術分野におけるキャリアパスとして位置づけられることが望まれる。

5. 将来における審査・評価等の仕組みの在り方について

- 本格的な導入に向けた第一歩として試行される平成23年度における審査・評価等の仕組みの成果及び課題について、平成24年度以降フォローアップされ、引き続き将来における審査・評価等の仕組みの在り方について検討されることが求められる。
- PD 及びPOを活用した審査・評価等の仕組みを本格的に導入するに当たっては、 文化庁及び振興会において、早期に対象分野を拡大するとともに、芸術文化振興 基金助成事業等も対象とした制度にしていく必要がある。
- その際、PD 及び PO の配置の効果を確認するとともに、振興会において、文化芸術活動に対する助成がより効果的に行われるようにするため、運営委員会、部会、専門委員会及び振興会基金部の体制及び機能について検討することが重要である。
- また、PD 及び PO の配置に当たっては、PD 及び PO がその機能及び役割を更に 発揮することができるよう、PD 及び PO を常勤職員として振興会に配置していくこととともに、分野ごとに PD 及び PO を増員することが望まれる。
- 地域の文化芸術活動については、それぞれの地域の文化芸術に関する情報収集に努め、地域の実情を踏まえた助成を行うための仕組みの在り方を検討することが望まれる。

8月~9月

事業の実績等の調査分析 ·審査基準案 の作成

〇専門委員会の開催

9月上旬

•募集案内案

・事業に係る基本的な方向性案

《PD 及び PO の職務》 ・事業の実績等の調査分析 ・事業に係る基本的な方向性案 ・事業。に係る基本的な方向性案

・審査基準案についての説明

〇運営委員会の開催 •募集案内案

等について審議

·審查基準案

事業に係る基本的な方向性案

等について審議・決定 ·審査基準案

募集開始

募集締め切り

11月中旬

9月下旬

〇専門委員会の委員による

応募内容について整理・分析

事後評価の方法を検討

専門委員会の委員の求め に応じ、必要な情報を提供

事前の書面審査

1月上旬 ~2月中旬

平成24年

〇運営委員会の開催

1月下旬

・助成金の分野別配分 ・応募状況の報告

について審議・決定

事前の書面審査結果 〇専門委員会の開催

2月上旬 ~3月上旬

・適宜、必要な情報等を提供 ・専門委員会における指摘

等を整理・事後評価の方法について 説明

を基に合議により

·助成対象活動 ·助成金額

·事後評価基準案

について審議

•助成対象活動 〇部会の開催 •助成金額

~3月上旬

2月下旬

適宜、必要な情報等を提供 部会における指摘等を整理

5 この資料において「事業」とは、トップレベルの舞台芸術創造事業をいう。

13

丱

柳

分野間の調整等

について審議

〇運営委員会及び 部会長会議開催 3月中旬

・ 探択理由及び ·助成対象活動 助成金額

る効果を整理

・採択理由の整理及び期待され

・適宜、必要な情報等を提供

・事後評価の方法について説明 ·不採択理由を整理

期待される効果 · 不探択理由

について審議・決定 ·事後評価基準案

助成対象活動及び事後評価の 3月下旬

評価基準の公表

4月以降

期待される効果 採択理由及び 振興会から随時、 について公表

・助成対象活動の実施時

期に応じ、事後評価を実施

助成対象団体と意見を交換

·助成対象活動を調査

·不採択理由

について応募団体 こ対し通知

・担当分野の調査研究を実施 ・助成対象団体を調査 ·助成成果を分析·普及

平成25年4月

事後評価結果案の作成

〇専門委員会の開催 平成25年9月

に関する事後評価結果案等 平成24年度助成対象活動 について審議

説明

事後評価結果案について

〇運営委員会の開催

に関する事後評価結果案等 平成24年度助成対象活動 について審議・決定 随時、振興会から事後評価結果を 助成対象団体に対し通知

その後

15

文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査研究会における審議経過

第1回(平成23年1月12日)

○座長の選任

○本研究会の運営について

○文化芸術活動への助成に係る審査・評価等の現状と課題について

第2回(平成23年1月24日)

○文化芸術関係団体等からのヒアリング

・(財)スターダンサーズバレエ団

・フェスティバル/トーキョー

·(公社)能楽協会

·(社)日本劇団協議会

第3回(平成23年2月9日)

○文化芸術関係団体等からのヒアリング等

・(社)日本オーケストラ連盟

·(社)日本舞踊協会

•(社)現代舞踊協会

·(社)日本芸能実演家団体協議会

○日本における民間団体による先行事例について

第4回(平成23年2月28日)

○文化芸術関係団体等からのヒアリング

·(公財)東京二期会

○イギリスのアーツ・カウンシルの仕組みにしてた

第5回(平成23年3月14日)

○平成22年度の独立行政法人日本芸術文化振興会における審査について

○平成23年度における新たな審査・評価等の仕組みについて(審議)

第6回(平成23年4月22日)

○平成23年度における新たな審査・評価等の仕組みについて(審議)

第7回(平成23年5月13日)

○文化芸術活動への助成に係る審査・評価等の仕組みの在り方について(素案) (審議)

第8回(平成23年5月30日)

○文化芸術活動への助成に係る審査・評価等の仕組みの在9方について (報告書案)(審議)

第9回(平成23年6月10日)

- ○「文化芸術活動への助成に係る新たな審査・評価等の仕組みの在り方について (報告書案)」についての意見募集の結果報告
- ○文化芸術活動への助成に係る審査・評価等の仕組みの在9方について(報告書) まどめ

独立行政法人日本芸術文化振興会文化芸術活動への 助成に係る審査・評価に関する調査研究会開催要項 平成22年12月24日 独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

1. 開催目的

文化審議会文化政策部会「審議経過報告」において、文化芸術活動への助成に関して、専門家(プログラムオフィサー)を配置し、現場の実情を把握した上で、専門的な審査・評価を行い、文化芸術活動への助成に関するPDCAサイクルを確立する観点から、新たな審査・評価の仕組みの導入に向けた検討を行うとともに、可能なところから試行的な取組みを開始する旨の提言がなされた。

これを踏まえ、日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)が行う文化芸術活動に対する助成事業をより効果的なものとするために必要な方策について調査研究を行い、振興会の今後の事業展開の改善を図る。

2. 調查研究

- (1)振興会が行う助成事業に関し、外部有識者等により次の項目について調査研究を行う。
- ① 現地調査等による現場の実情の適切な把握について
- ② 専門的な審査・評価のあり方について
- ③ 事後評価(調査・情報収集)の審査への活用などPDCAサイクルの確立について
- ④ 調査研究機能の充実について
- ⑤ 上記①~④を実施するための組織・体制について
- ⑥ 実施計画について(当面実施すべき事項等)
- (2)前項の調査研究について、平成23年度中に報告書をとりまとめ、振興会理事長に提出するものとする。

3. 開催方法

- (1)調査研究会は、振興会が委嘱する外部有識者、文化庁関係官及び振興会職員をむって構成する。
- (2)調査研究会に関する事務は、振興会基金部が文化庁文化部芸術文化課の協力を得て処理 する。

4. 実施時期

この要項は、平成22年12月24日から平成24年3月31日まで実施する。

文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査研究会

(公社) 企業メセナ協議会事務局次長 康子 荻原

(公財) セゾン文化財団常務理事 正井 ガロ

同志社大学教授 争子 河 東京芸術劇場副館長 ₩ ┉ू 昭和音楽大学教授 盟 根木 (社) 日本劇団協議会専務理事 明夫

福島

東京大学教授 秀夫 古井戸 (財) アフィニス文化財団評議員・専門委員 千代繁

舞踊評論家 博 田副

(文化厅) 山扇 %保

文化部芸術文化課長

(独立行政法人日本芸術文化振興会) 最所 親志 基金部長

(敬称略)

19

松原